

静岡県文化振興基本計画

～ 「みる」・「つくる」・「ささえる」人を育て、
感性豊かな地域社会の形成をめざす ～

平成20年3月

静 岡 県

感性豊かな文化立県の実現に向けて

文化は、人々の豊かな感性をはぐくみ、感動や生きる喜びをもたらして、人生を豊かにするだけでなく、文化の持つ創造性が産業の付加価値を生み出し、経済の活性化につながるなど、地域の発展を支える重要な社会基盤です。

本県では、「富国有徳 創知協働」の魅力ある地域づくりを県政の基本理念に掲げておりますが、真の豊かさを感じ、住み続けたいと感じる地域を実現するためには、地域の魅力や誇りの源泉となり、新たな知を生み出す創造性、人々の交流の基盤となる文化の力を高めることが不可欠です。

このため、平成 18 年 10 月に「静岡県文化振興基本条例」を制定し、長期的な視点に立って、文化を「みる」人、「つくる」人、そして、文化活動を「ささえる」人を育てていくことにより、本県の文化力を高め、感性豊かな地域社会の実現を目指しております。

このたび、総合的、効果的な文化振興施策を進めるため、政策目標や県の役割を明確にし、平成 20 年度から平成 22 年度までの 3 年間に取り組む具体的な施策を取りまとめた文化振興基本計画を策定いたしました。

今後、計画に基づき、子どもが本物の文化に触れる機会の充実、文化を「ささえる」仕組みづくりなどの取組を着実に進めてまいります。

計画の推進に当たっては、県民の皆様をはじめ、市町、文化施設、文化団体、大学、学校、企業、さらに NPO やボランティアなど、様々な主体と協働し、実効性のある文化政策を進めてまいりますので、一層の御理解と積極的な御参画をお願いいたします。

なお、計画の策定に当たり、御尽力をいただきました静岡県文化政策審議会の委員の方々、貴重な御意見をいただきました県民の皆様はじめ、関係の方々に心から感謝申し上げます。

平成 20 年 3 月

静岡県知事 石川 嘉延

静岡県文化振興基本計画

目 次

第1章	はじめに	1
1	計画の目的	
2	計画期間	
3	計画の位置付け	
4	計画の推進に当たって	
第2章	静岡県の文化振興のめざす姿(基本目標)	3
1	基本目標	
2	基本目標の考え方	
3	10年後の姿	
第3章	目標の実現に向けて(今後3年間の取組)	10
1	施策展開の方向	
2	目標達成のための視点	
3	重点施策の設定	
第4章	施策の展開	20
1	施策の体系	
2	施策の内容	
	(1) 本県の将来の文化を担う人材の育成	
	【重点施策1】子どもが本物の文化に触れる機会の充実	
	(2) 文化の“しずおかブランド”の創造	
	【重点施策2】モデルとなる文化創造の推進	
	【重点施策3】誇りを育む文化資源の発掘と活用	
	【重点施策4】県民の文化活動の裾野と文化交流の拡大	
	(3) 自立・自転する文化支援の仕組みづくり	
	【重点施策5】アートマネージャーなどの充実	
	【重点施策6】文化をつなぐネットワークづくり	
第5章	効果的な施策推進のために	38
1	文化に関わる様々な主体との協働	
2	政策の評価・改善	
資料編		43
1	用語解説	
2	静岡県の文化に関する各種データ	
3	計画策定までの経過	
4	静岡県文化政策審議会委員名簿	
5	静岡県文化振興基本条例	

第1章 はじめに

1 計画の目的

この「静岡県文化振興基本計画」（以下「計画」という。）は、「静岡県文化振興基本条例」（平成18年10月施行。以下「条例」という。）第6条に基づいて策定するもので、文化振興の目標や進める施策を明らかにすることにより、本県の文化振興施策の総合的かつ効果的な推進を図るものです。

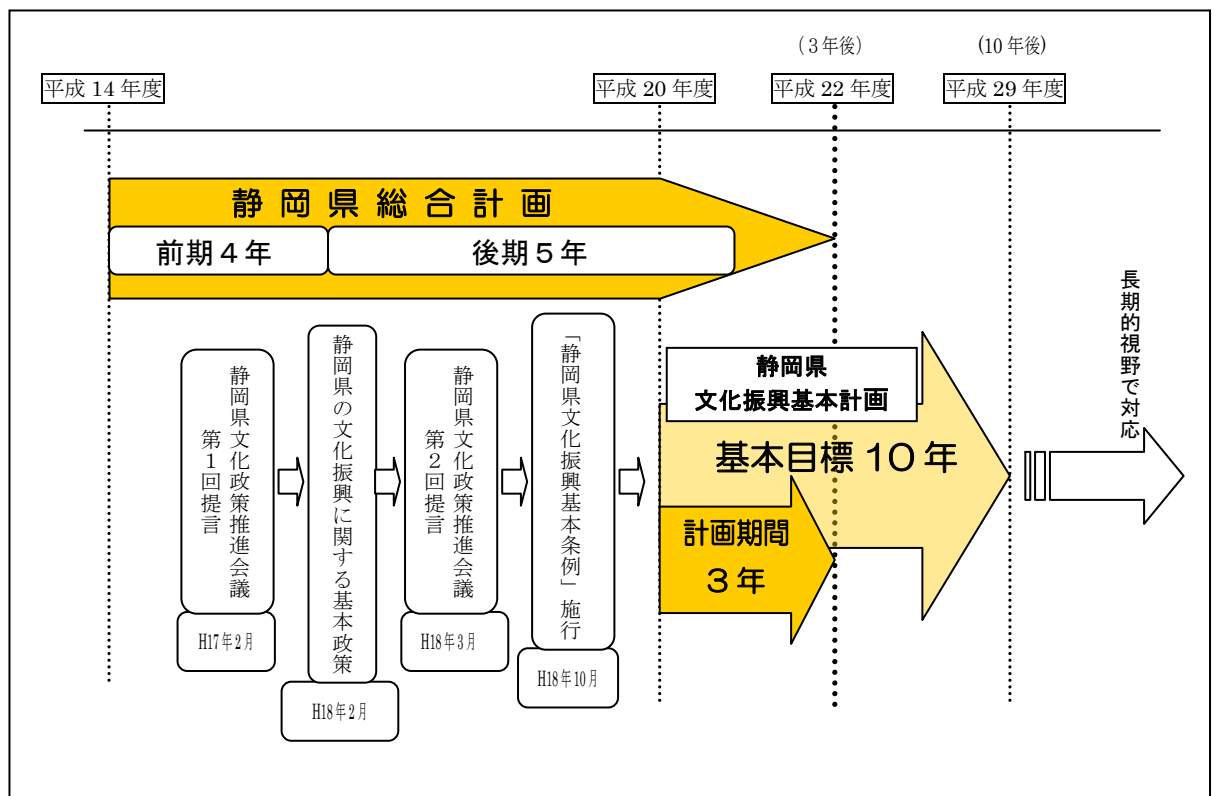
文化振興を通して、個性豊かで創意と活力にあふれる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

2 計画期間

文化振興は、その成果が発揮されるまでに比較的長い時間を要することから、長期的な視点に立って取組を進めることが重要です。

この計画では、今後10年程度を見据えて策定した「静岡県の文化振興に関する基本政策」（平成18年2月策定。以下「基本政策」という。）を踏まえた基本目標を設定します。

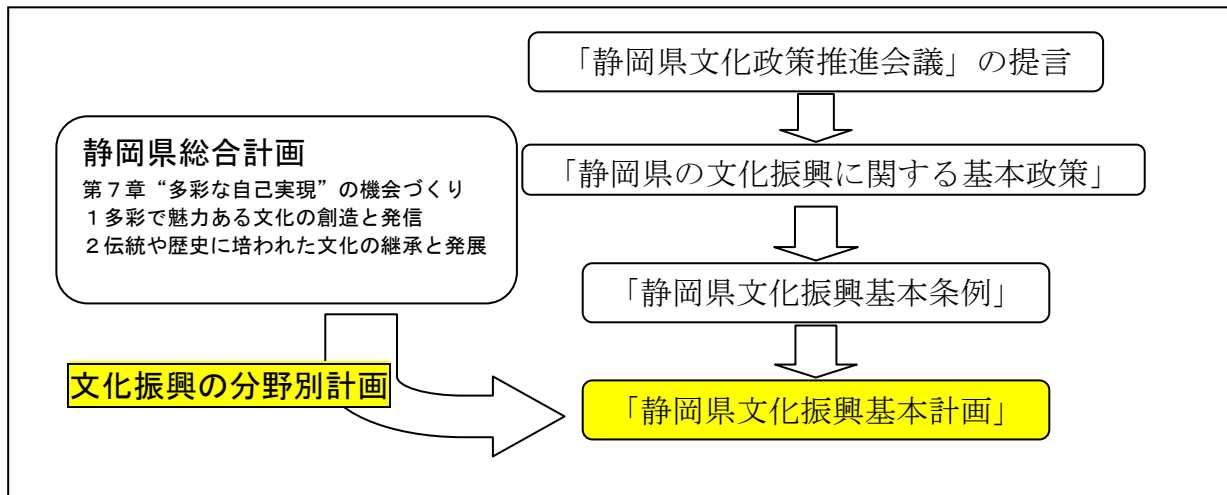
計画期間は、平成20年度（2008年度）から平成22年度（2010年度）までとし、基本目標の達成に向けて、当面の3年間に取り組む内容を定めます。



3 計画の位置付け

この計画は、「基本政策」及び静岡県文化政策推進会議による2回の提言（「静岡県におけるこれからの文化政策のあり方」（平成17年2月）、「静岡県の新しい文化政策の具体化について」（平成18年3月））に基づき、本県の新たな文化政策の具体的な取り組みを明らかにするものです。

「静岡県総合計画」の文化振興に関する分野別計画として、本県の文化振興の基本となる計画です。



4 計画の推進に当たって

(1) 県の役割

文化活動の主役は県民（芸術家、文化活動団体、民間団体、企業、NPOなど）です。

県は、県民の自主性が尊重されることを大切にし、文化の内容に介入したり、干渉したりすることがないようにします。

また、県民の文化活動が活発化するような環境や基盤の整備を担うとともに、市町や民間では実施が困難な広域的な視野に立った分野を担うこととします。

(2) 効果的、総合的な取組

計画期間内の平成21年には「富士山静岡空港」の開港や「第24回国民文化祭・しずおか2009」の開催が予定されていること、また、富士山の「世界文化遺産登録」を目前に控えていることから、これらの施策と文化振興施策の効果的な連携を図ります。

文化振興を地域づくりにつなげていくため、文化振興施策とまちづくり、産業、教育、福祉などの他の分野の施策との連携を進めます。

第2章 静岡県の文化振興のめざす姿（基本目標）

1 基本目標

今後10年程度を見据えた具体的な政策目標として、以下を掲げます。

「みる」・「つくる」・「ささえる」人を育て、
感性豊かな地域社会の形成をめざす

2 基本目標の考え方

(1) めざすもの

ア 文化の重要性

文化は、人々に楽しさや感動、精神的な安らぎや生きる喜びをもたらして人生を豊かにするとともに、社会・経済の成熟化、産業構造のソフト化・サービス化が進む中で、産業の付加価値を生み出す源泉として、社会を活性化させる重要な基盤です。

また、地域の個性豊かな文化は、地域のアイデンティティを形成するとともに、盛んな文化活動が地域の交流やコミュニケーションを活発化し、地域に誇りや愛着を感じる契機になります。

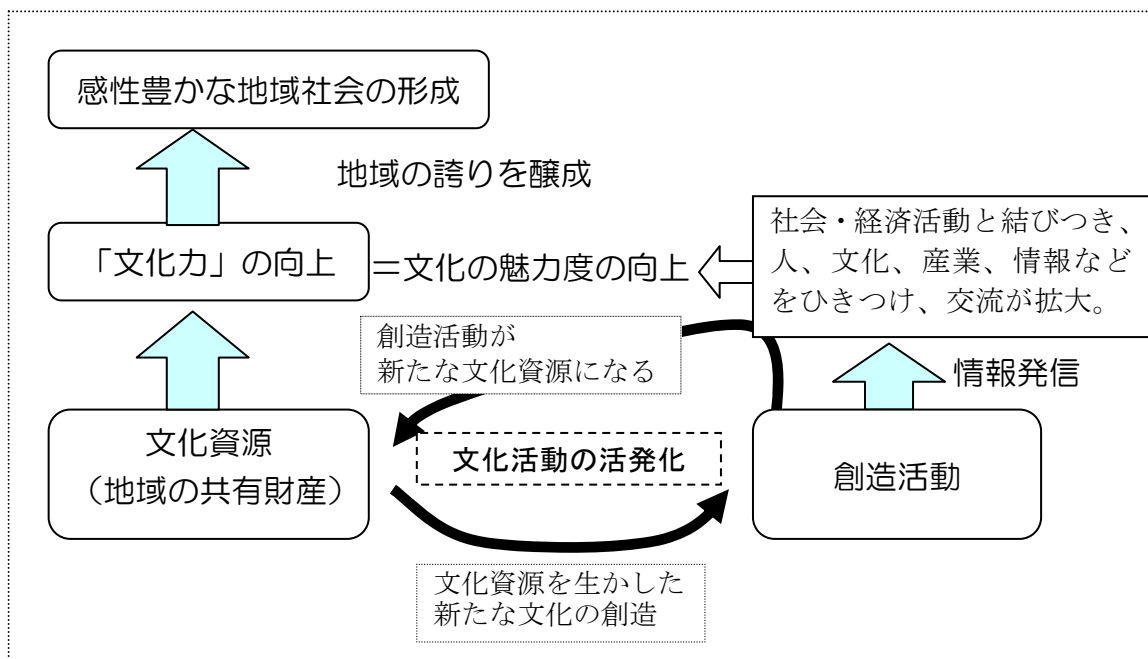
さらに、グローバル化の進展を背景に、国際交流の拡大や外国人住民の増加が急速に進んでいる今日、文化の多様性は交流や創造性の源であり、貴重な財産であるという認識の下、多文化共生の地域づくりを進めていくことが重要となっています。

イ 「文化力」の向上によって感性豊かな地域社会を形成する

本県には個性豊かで多様な文化があります。伝統的な有形・無形の文化遺産から、現代的なアート活動や文化産業まで、その担い手である様々な人材や団体も含めて、これらを文化の「資源」ととらえ、その新たな価値を発見して、創造活動に結びつけることが、地域の「文化力」（文化の魅力度）を高めます。

「文化力」の向上は、社会・経済活動などと結びつき、地域の魅力となって国内のみならず、海外の様々な人、文化、産業、情報などをひきつけ、交流の拡大を促して、さらに質が高く、広がりのある文化を新たに生み出します。

このような継続的な文化活動の活発化によって、県民一人ひとりが誇り（愛着）を感じ、ここは住みやすい、ここで暮らしたいと思う、魅力ある地域、すなわち感性豊かな地域社会の形成をめざします。



静岡県には、豊かで多様な文化資源が存在している → 死蔵させず、その価値を再発見し、活用し、情報発信していくことが重要

(2) 「文化力」向上のための3つの要素

「文化力」を向上させていくための手段として、文化活動の3つの要素に着目して、その役割を考えます。

- 「みる」: 「味わう、発見する、知る、体験する、学ぶ、観る、聴く…」など、文化を広く認知・享受する活動
- 「つくる」: 「行う、作る、活用する…」など、文化を創造・活用・発展させる活動
- 「ささえる」: 「支える、つなげる、伝える、残す…」など、文化を支援・共有・継承する活動

ア 本物の文化を「つくる」(創造する)活動が基本

本物の文化に出会った時の感動こそが、人々の感性を刺激し、旺盛な創造力を生み出すなど、社会に活力をもたらします。

東京や海外など、他の地域で生み出された文化を取り入れて鑑賞・模倣するだけでは、単に文化の「消費」に留まり、県内の各地域の財産となって文化力を高めることには結びつきません。

地域の多様な文化資源を生かしながら、他の地域から一目置かれるような質の高い、魅力ある創造活動を行っていくことが重要です。

こうした本物の文化の創造活動（「つくる」）を、生み出し、継続・発展させていくことを本県の文化振興の基本とします。

◆◆◆ 「本物」の文化とは ◆◆◆

この計画では、「本物」の文化として、概ね次のようなものを想定しています。

- 芸術性の高さなどによって、全国的・世界的に高い評価を得るもの
- 地域固有の文化資源を活用し、その地域の特色として、他の地域の人々に魅力を感じさせるもの
- 住んでいる人たちの創造性に刺激を与え、そこに住んでいることに誇りを感じさせるもの

文化の内容は、芸術をはじめ、お茶や生け花などの生活文化、伝統芸能、祭、景観、食文化など、多様なものが想定されます。

なお、文化振興に当たっては、県民一人ひとりの自主性や創造性、文化の多様性が尊重されるべきことはいうまでもありません。

イ 「つくる」人が「つくる」人をひきつける

魅力的な文化の創造活動を行う「つくる」人の存在が、他の「つくる」人を刺激したり、新たな創造活動への意欲を高めたりすることにより、様々な「つくる」人が地域に集まってきます。これら「つくる」人の活動が継続的に行われることにより、感性豊かな地域、創造的な地域が形成されます。

◆◆◆ 創造活動の継続性を確保 ◆◆◆

地域の魅力を高めるような新たな文化の創造は、一過性の取組ではできません。かつて「前衛」と呼ばれた斬新な表現活動が、長い年月をかけて現在「伝統」と呼ばれる文化活動になっている例もあるように、長期的な視点を持って、文化を育てていく必要があります。

創造活動が継続し、質を高めていくことができる「仕組み」をつくることが重要です。

ウ 「つくる」活動を継続・発展させるには「みる」、「ささえる」活動が不可欠

創造活動の主体は、芸術家をはじめとした様々な「つくる」人ですが、「つくる」人が、意欲を持って創造活動を進めるためには、その価値を支持し認める、享受する人（「みる」人）と支援する人（「ささえる」人）が不可欠です。

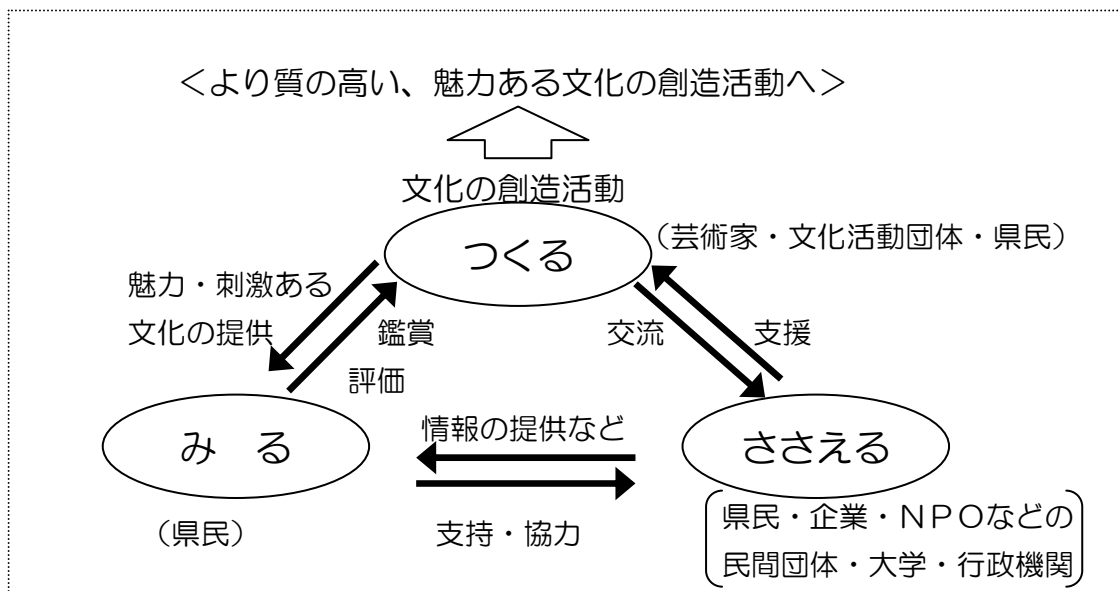
本物の文化を見分ける力のある人（文化の「目利き」）が、その審美眼により、「つくる」人を見出し、鍛え、育てることにより、「つくる」人の強力な支持者になります。多くの「みる」人の存在が、質の高い文化の創造活動が行われるための重要な力になります。

「つくる」活動が継続し、発展するためには、その活動を資金面や経営面で支援したり、ボランティアとして支えたり、その活動の魅力を多くの人々に伝えたり、他の活動に結びつけたりする「ささえる」活動が重要となります。

「つくる」活動が、「目利き」のできる「みる」人に支持され、個人や企業、NPOなどの民間団体、大学、行政機関などの多様な「ささえる」人と結びついて支援されることが「つくる」活動の継続や発展につながります。

エ 「みる」、「つくる」、「ささえる」活動のバランス良い発達と交流をめざす

感性豊かな地域社会の形成のためには、「みる」、「つくる」、「ささえる」、それぞれの活動がバランス良く発達し、相互に交流しながら、より良い関係を築いていく環境づくりが求められます。



「みる」、「つくる」、「ささえる」活動が活発化するには、それぞれの役割を担う「人」が重要です。そのため、県では基本目標として、『「みる」・「つくる」・「ささえる」人を育て、感性豊かな地域社会の形成をめざす』を掲げ、その実現を図っていきます。

つくる

○国内や海外から注目を集める文化の創造活動を行う人々が県内で多く活躍しています。

【評価指標】 県内に居住する芸術家人口の全国比率・順位

＜現状＞ [2%・全国 11 位]

(データ出典：平成 12 年度国勢調査結果)

【評価指標】 1 年間に芸術や文化の活動を行う人の割合

＜現状＞ [20.4%]

(データ出典：平成 18 年度静岡県「文化に関する意識調査」)

ささえる

○自分が暮らす地域を文化にあふれた魅力ある地域にしていこうと主体的に取り組む人が増えています。

【評価指標】 文化ボランティアに参加したことのある人の割合

＜現状＞ [5%]

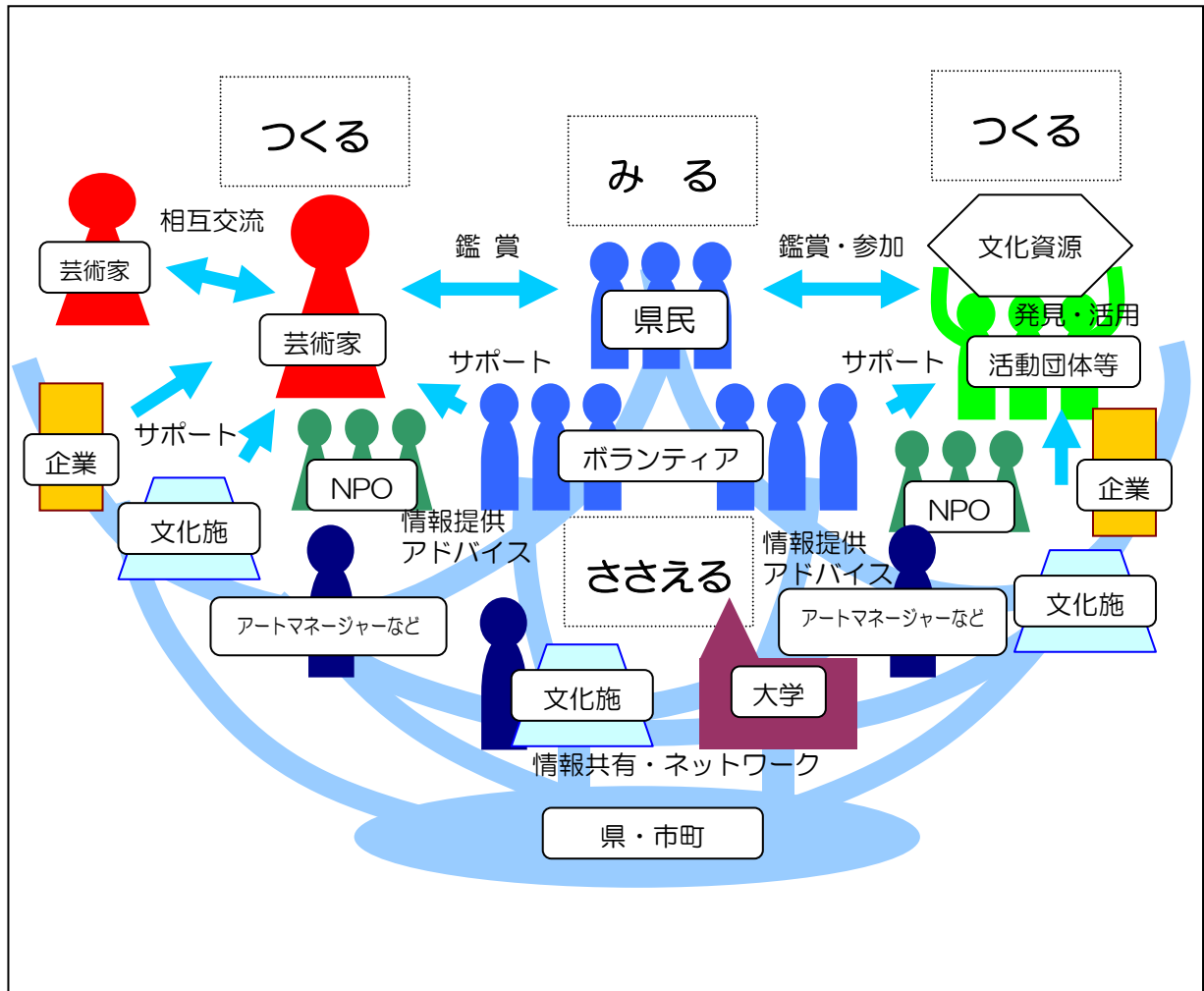
(データ出典：平成 18 年度静岡県「文化に関する意識調査」)

【評価指標】 県内で活動するアートNPOの団体数・活動状況

＜現状＞ [178 団体]

(データ出典：静岡県認証NPO法人のうち、定款の活動分野に「学術・文化・芸術の振興」かつ「活動団体に関する連絡・助言・援助」を掲げている法人数)

10年後の静岡県では、県民をはじめ、芸術家、文化活動団体、NPO、文化施設、大学、企業、行政など、文化に関わる様々な主体が、情報を共有し、相互に連携して、ネットワークを形成することによって、文化を創出し、文化を大切に育てる環境づくりが進んでいます。



第3章 目標の実現に向けて（今後3年間の取組）

1 施策展開の方向

この計画では、基本目標の達成に向けて、特に、「みる」・「つくる」・「ささえる」活動のバランスの良い発達を目指して、次の3つの方向に施策を展開します。

本県の将来の文化を担う人材の育成 ～「みる」～

文化の創造活動を行う（「つくる」）のも、それを支援する（「ささえる」）のも「人」です。

本県の文化活動が将来にわたって活発になるためには、文化を大切にし、本物の文化を見分ける力を持ち、文化活動を自ら企画・制作したり、楽しんだりする人が多く存在することが基礎になります。

このため、子どもの時から本物の、多様な文化に触れ、自らの活動や体験などを通して、**本物の文化を見分ける力を持った人が育つ環境づくりを進めます。**

文化の“しずおかブランド”の創造 ～「つくる」～

基本目標が目指すのは、「文化力」の向上によって、感性豊かな地域社会を形成することです。

そのためには、国の内外から注目され、その魅力を高く評価されるような特色ある文化資源や創造活動、いわゆる文化の「しずおかブランド」の存在が重要です。

このため、しずおかの文化を**積極的に発掘・活用・創造し、情報発信**していくことにより、人、情報、産業等をひきつけ、交流を活発にし、本県の魅力をさらに高めます。

自立・自転する文化支援の仕組みづくり ～「ささえる」～

文化活動が継続し、継承されていくためには、その活動のすばらしさを理解・支持し、さらにその魅力を他に伝えたり、資金や人材の面で支援したり、他の活動につなげて発展を図るなどの「ささえる」活動が必要です。

このため、文化を「ささえる」**人の育成や「仕組み」の整備を進めます。**

2 目標達成のための視点

(1) 「ささえる」機能に着目

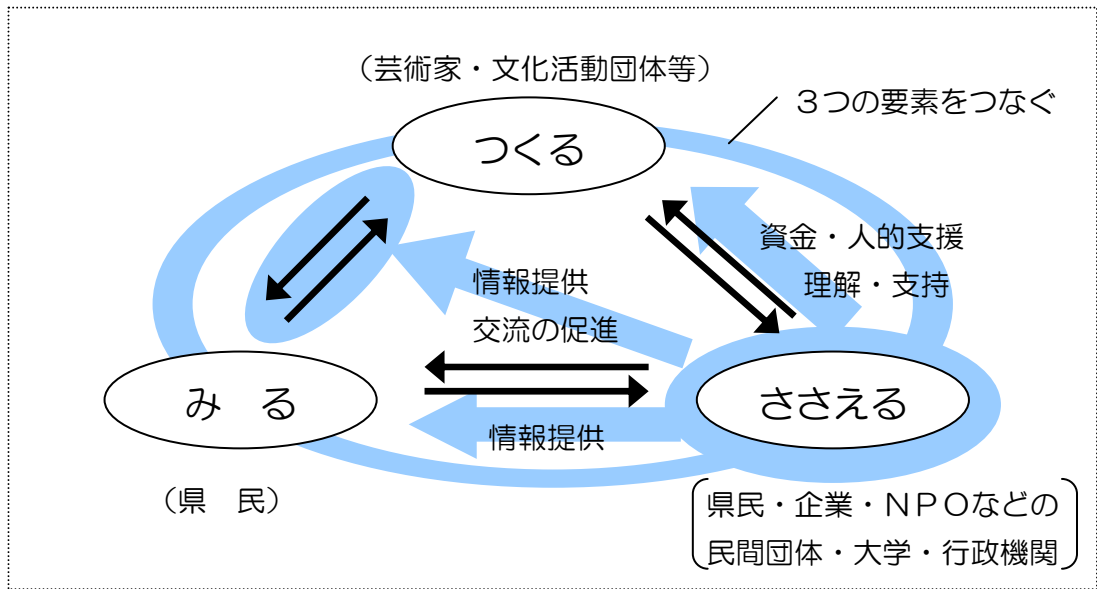
「みる」、「つくる」、「ささえる」のいずれの要素も、持続的な文化活動のためには必要であり、どの要素が欠けても健全な発展が望めません。

しかし、「ささえる」活動については、その重要性がこれまで十分に認識されていなかったものと考えられます。

このため、本計画期間である今後3年間には、主に「ささえる」機能を充実させることによって、以下の視点から、「みる」、「つくる」、「ささえる」という3つの要素のバランス良い発展をめざします。

施策展開の視点

「ささえる」機能の充実により、「みる」、「つくる」活動を活発化する



(2) 段階的な発展を目指す

基本目標は10年程度を見据えて設定しており、基本目標の達成のためには、段階的に取り組むことが重要です。本計画の期間は、その最初の3年間として、基礎づくりの時期に当たります。

ア 第1段階：「連携と交流」期（本計画期間）

まず、ネットワークの基礎となる文化を「ささえる」活動に関わる人の充実や情報の共有化などを進め、文化の創造活動を「ささえる」体制づくりを進めます。

同時に、様々な活動に「みる」、「つくる」、「ささえる」という3つの視点を導入し、教育やまちづくり、観光などとの政策連携、NPO やボランティアとの交流、プロとアマチュアの交流など、活動の広がりや連携を促進します。

特に、富士山静岡空港の開港、「第24回国民文化祭・しずおか2009」の開催などを生かして、様々な連携と交流を進めます。

このような連携と交流の中から、新たな取組の芽を生み出します。

イ 第2段階：「展開」期（次期3年程度）

第1段階の連携と交流の中で生まれた芽を育てていく時期です。新たな取組を生かし、文化に関わる多くの主体に連携を拡大しながら、展開を図っていきます。

ウ 第3段階：「発展」期（最終3年程度）

第2段階の取組を生かし、その質をさらに高めることにより、本県ならではの個性ある文化の創造活動を多数発展させていきます。

3 重点施策の設定

基本目標を達成するため、3つの施策展開の方向ごとに、この3年間に重点的に推進すべき施策を、次の1から6までの重点施策として設定します。

なお、各重点施策の推進に当たっては、評価指標による目標を設定するとともに、その他の各種データや質的な面も含めて、進捗状況の総合的な評価をしていきます。

(1) 本県の将来の文化を担う人材の育成

【重点施策1】 子どもが本物の文化に触れる機会の充実

(2) 文化の“しずおかブランド”の創造

【重点施策2】 モデルとなる文化創造の推進

【重点施策3】 誇りを育む文化資源の発掘と活用

【重点施策4】 県民の文化活動の裾野と文化交流の拡大

(3) 自立・自転する文化支援の仕組みづくり

【重点施策5】 アートマネージャー*などの充実

【重点施策6】 文化をつなぐネットワークづくり

※アートマネージャーとは、文化・芸術と社会をつなぐ、文化の専門的な「つなぎ手」です。文化活動の企画・運営に関する知識や経験をもとに、芸術家と社会や地域の様々な文化活動を結びつけ、新たな可能性の開拓をする人のことです。

(1) 本県の将来の文化を担う人材の育成

【重点施策 1】子どもが本物の文化に触れる機会の充実

長期的な展望の下で、本県の将来の文化を担う人材を育てていくためには、感受性の豊かな子どもの時期に、感動し、刺激を受けるような、本物の文化に数多く触れる経験が重要です。

このため、県立美術館の展示事業、グランシップの自主企画事業、(財)静岡県舞台芸術センター（以下「^スPA^クC」という。）の鑑賞事業などを通じて、子どもたちに、本物の文化・芸術に触れる機会を数多く提供します。

また、子どもたちが、気軽に創作を体験し、その成果を発展させることができるよう、創作体験やワークショップなどの開催に取り組みます。

子どもたちが、自分たちの住む地域の個性や歴史ある文化を理解し、体験・参加できるように、地域文化に接する機会の充実を促進します。

グローバル化が進展する中、異なった文化や価値観を理解、尊重できる多文化共生の地域づくりに向けて、異文化に触れる機会の充実や交流を促進します。

【施策の目的】

子どもたちが将来にわたって文化や芸術に親しめるような豊かな感性を育みます。

【評価指標】

- ◆ 公立文化施設が行う子どもを対象とする文化鑑賞・体験事業の実施状況
現状 [115 件] ⇒ [現状よりも向上]
(データ出典：公立文化施設を対象とする調査)

【主な施策】

- 県立美術館における体験機会の提供
- 県の文化施設における鑑賞機会の提供
- SPACにおける人材育成
- 学校・地域への巡回公演などの実施
- 「第24回国民文化祭・しずおか2009」への参加促進 など

(2) 文化の“しずおかブランド”の創造

【重点施策2】 モデルとなる文化創造の推進

質の高い文化・芸術活動が行われている地域には、国内や海外から注目が集まり、対外的に文化的イメージが高まるとともに、それらの活動が、国内外の創造的な人々を集め、交流を活発化させることにより、地域の魅力や創造性を高めます。

本県では、このような考え方に立ち、戦略的な取組として、これまでSPACによる新たな舞台芸術の創造や静岡国際オペラコンクールの開催、しずおか世界翻訳コンクールの開催など、世界的なレベルで質の高い文化・芸術の創造活動と情報発信に取り組んできました。

これまでの実績を踏まえ、地域から国際的な文化・芸術を創造・発信する取組として、県内の市町や他県の取組のモデルとなるよう、内容の一層の充実を図るとともに、県民の誇りにつながる個性ある地域の文化として確立していくため、サポーターづくりや教育・人材育成などの充実を図ります。

また、市町など県内各地域で主体的に行われる個性的な文化創造の取組を促進し、その積極的な情報発信に努めます。

【施策の目的】

質の高い文化・芸術を創造することによって、国内や海外から注目される地域となります。

【評価指標】

- ◆全国・海外での本県の文化事業に関する評価 [(定性的評価)]
- ◆静岡国際オペラコンクール応募者数
現状 [365 人 (平成 17 年度)] ⇒ [400 人以上]
- ◆しずおか世界翻訳コンクール応募数
現状 [237 件 (平成 18 年度)] ⇒ [500 件以上]
(データ出典：県資料)

【主な施策】

- SPACによる新たな舞台芸術の創造
- 静岡国際オペラコンクールの開催
- しずおか世界翻訳コンクールの開催 など

【重点施策3】 誇りを育む文化資源の発掘と活用

本県は、富士山をはじめとする美しい自然と温暖な気候、お茶、みかん、魚介類などの豊かな物産に恵まれるとともに、古くから東西交通の要衝の地として東西日本の文化の交流が盛んに行われ、この中で先人たちが培ってきた個性豊かで多様な文化が存在します。

こうした文化は、地域の人々にとって郷土愛や誇りの源泉であるとともに、まちづくりや観光・産業と結びついて、地域の魅力や産業の基盤となります。文化を「資源」ととらえ、新たな価値を付与することにより、地域の魅力向上などに積極的に生かしていくことが重要です。

例えば、富士山の世界文化遺産登録への取組が進む中で、富士山の文化的な意義が見直されているように、これまでその価値が十分に知られていなかった地域の文化資源を、新たな視点で捉えなおし、価値を生み出していく取組が必要です。

このため、地域の文化資源の発掘、保護、保全を図るとともに、文化資源に触れ、理解する機会を充実することにより、まちづくり活動をはじめ、観光や特産品づくりなどに文化を積極的に結びつけていこうとする様々な取組を促進します。

【施策の目的】

自分の住む地域の文化に誇りをもち、それを人に伝えたり、他の分野に活用したりする人を増やします。

【評価指標】

- ◆自分の地域に誇ることのできる文化資源があると思う人の割合
現状 [62%] ⇒ [70%以上]
(データ出典：平成 19 年度静岡県インターネットモニターアンケート結果)
- ◆県内の文化財件数
現状 [2,717 件] ⇒ [現状よりも向上]
(データ出典：「静岡県の教育 2007」)
- ◆県内市町における文化を生かしたまちづくり計画・活動の数
現状 [68 件] ⇒ [現状よりも向上]
(データ出典：県内市町への調査)

【主な施策】

- 富士山の世界文化遺産登録の推進
- 文化資源の活用の促進
- 文化を生かした個性ある景観まちづくり など

【重点施策4】 県民の文化活動の裾野と文化交流の拡大

近年、1年間に自ら文化活動を行う県民の割合は、低下傾向にあります。県民の心の豊かさ、地域の文化力の向上を図るためには、県民の文化活動の裾野の拡大や文化を通じた交流の活発化を図っていくことが重要です。

このため、平成21年に開催する「第24回国民文化祭・しずおか2009」を、多くの県民が自分の住む地域の文化を見直し、文化の創造活動やそれらを「ささえる」活動に積極的に関わる良い機会となり、また様々な文化に触れ、文化を通じた交流が活発化する機会となるよう、市町関係者との連携を進め、多くの県民が参加するにぎわいのある祭典としていきます。

また、「県芸術祭」などの文化活動の発表と鑑賞の場や、様々な分野での創作講座・ワークショップなどの体験の場の充実を図ることにより、子どもや高齢者、障害のある人など、県民の誰もが活発に文化活動を行うことのできる環境づくりを進めます。

さらに、異なる文化や価値観を理解、尊重する創造的な地域づくりを進めるため、異文化に触れる機会の充実や国際的な文化交流を促進します。

【施策の目的】

様々な分野で文化活動に参加する県民を増やし、その質の向上を図ります。

【評価指標】

◆ 「第24回国民文化祭・しずおか2009」への参加者数

[平成20年度中に決定]

(データ出典：県資料)

◆ 県芸術祭参加者数

現状 [3,528人 (平成18年度)] ⇒ [現状よりも向上]

(データ出典：県資料)

【主な施策】

- 「第24回国民文化祭・しずおか2009」の開催
- 県芸術祭など発表の場の提供
- 体験講座・ワークショップ等の開催 など

(3) 自立・自転する文化支援の仕組みづくり

【重点施策5】アートマネージャーなどの充実

質の高い文化活動が行われ、継続していくためには、文化活動の企画・運営に関する知識や経験を基に、資金調達をはじめ、活動全般を適切にマネジメントできる専門的な人材（以下「アートマネージャー」という。）が不可欠です。

また、地域の文化活動を活発化するためには、様々な文化活動を結びつけ、新たな取組を促す機能（コーディネート機能）が、アートマネージャーの役割として、重要です。

本県には、文化政策学部を有する静岡文化芸術大学があり、全国に先駆けて、アートマネジメントなど、専門的な分野での人材養成を行っています。こうした人材が、文化の力を社会に生かす視点から、これまで以上に、文化施設をはじめ、行政や企業など、県内の様々な分野で力を発揮することが期待されます。

このため、県内の中核的な文化拠点としての役割が期待される（財）静岡県文化財団（以下「県文化財団」という。）に、専門的に文化に関わるアートマネージャーの配置を促すほか、県内の文化施設への配置を働きかけます。

また、県内の各地域で活動する文化に係るNPO（以下「アートNPO」という。）などの組織や、その中核的な人材が、アートマネージャー的な機能を発揮して活動できるよう、情報提供や相談機能の充実、大学等との連携の促進などの環境づくりを進めます。

【施策の目的】

地域の文化活動を支援する体制を整え、文化活動の質の向上や発展を促進します。

【評価指標】

◆ 県内で活動するアートNPOの団体数・活動状況

現状 [178 団体] ⇒ [現状よりも向上]

（データ出典：県認証NPO法人のうち、定款の活動分野に「学術・文化・芸術の振興」、かつ「活動団体に関する連絡・助言・援助」を掲げている法人数）

◆ 県内の文化会館の指導系職員の数

現状 [60 人] ⇒ [現状よりも向上]

（データ出典：平成17年度文部科学省「社会教育基本調査」）

【主な施策】

- 「文化政策セミナー」などによる人材の育成
- 県文化財団の機能充実
- 大学と文化施設等との連携の促進 など

【重点施策6】文化をつなぐネットワークづくり

文化活動は、中心となって活動する人だけでなく、文化施設（文化ホール、美術館、劇場など）、地域の文化団体（文化協会、鑑賞組織など）、民間企業（文化産業、関連産業、企業メセナなど）、各種地域団体（自治会、商店街、観光協会など）などの様々な関係者のつながりの中で成り立っています。

地域の文化活動は、活動資源（資金や人材、活動場所など）の確保や情報収集・発信などの面で課題を抱えている一方、近年では、文化ボランティアやアートNPOなど、文化活動の支援に積極的に関わろうとする人たちも増えています。

県内の文化活動の一層の活発化を図るためには、文化に関係する様々な主体の間をつなぎ、文化活動を「ささえる」基盤をつくっていくことが重要です。

このため、文化に関する情報を効果的に提供・共有できる仕組みづくり、関係者が交流できるフォーラムの開催、講座やセミナーの開催などを通じて、文化をつなぐネットワークづくりを進めます。

また、企業メセナをはじめ、文化活動を資金面や運営・人材面で「ささえる」活動が活発化するための方策についても検討していきます。

【施策の目的】

地域で文化を「ささえる」人を増やし、その交流を促進して文化活動を「ささえる」基盤を強化します。

【評価指標】

◆ 文化ボランティアに参加したことがある人の割合

現状 [5%] ⇒ [10%以上]

(データ出典：平成18年度静岡県「文化に関する意識調査」)

◆ 県内公立文化施設の自主企画事業における企業協賛などの数

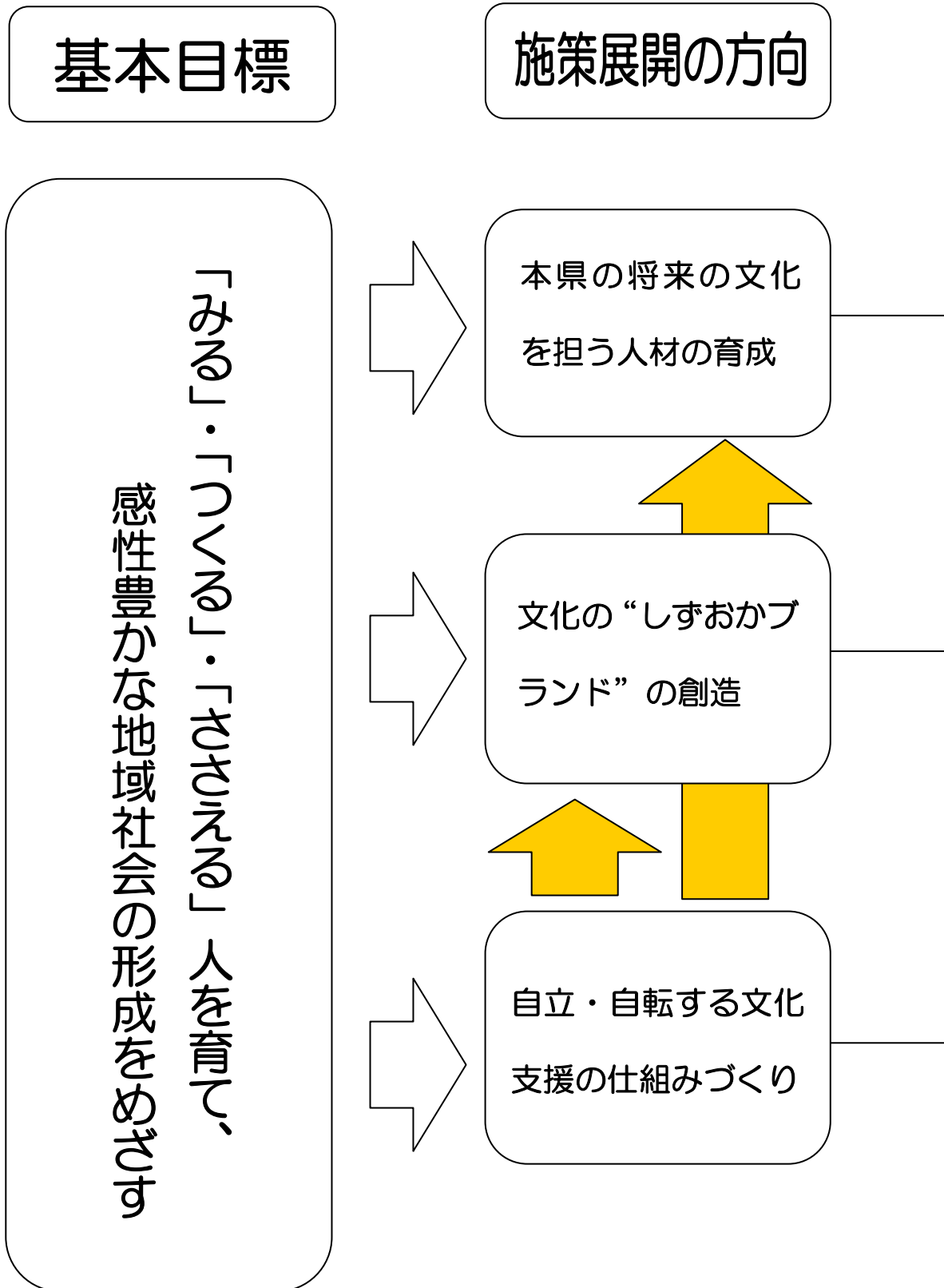
現状 [35件] ⇒ [現状よりも向上]

(データ出典：公立文化施設を対象とする調査)

【主な施策】

- 文化情報データベースの構築
- 連携を促す交流イベントの開催
- 文化ボランティア活動の促進 など

1 施策の体系



【施策展開の視点】

「ささえる」機能の充実により、「みる」、「つくる」活動を活発化する

重点施策

主な施策

(重点施策1)

子どもが本物の文化に触れる
機会の充実

- ・ 県の文化施設における鑑賞機会の提供
- ・ 学校・地域への巡回公演などの実施
- ・ 県立美術館における体験機会の提供 など

(重点施策2)

モデルとなる文化創造の推進

- ・ SPACによる新たな舞台芸術の創造
- ・ 静岡国際オペラコンクールの開催
- ・ しずおか世界翻訳コンクールの開催 など

(重点施策3)

誇りを育む文化資源の発掘と
活用

- ・ 富士山の世界文化遺産登録の推進
- ・ 文化資源の活用の促進
- ・ 文化を生かした個性ある景観まちづくり など

(重点施策4)

県民の文化活動の裾野と文化
交流の拡大

- ・ 「第24回国民文化祭・しずおか2009」の開催
- ・ 県芸術祭など発表の場の提供
- ・ 体験講座・ワークショップ等の開催 など

(重点施策5)

アートマネージャーなどの充
実

- ・ 「文化政策セミナー」などによる人材の育成
- ・ 県文化財団の機能充実
- ・ 大学と文化施設等との連携の促進 など

(重点施策6)

文化をつなぐネットワークづ
くり

- ・ 文化情報データベースの構築
- ・ 連携を促す交流イベントの開催
- ・ 文化ボランティア活動の促進 など

2 施策の内容

(1) 本県の将来の文化を担う人材の育成

(重点施策1) 子どもが本物の文化に触れる機会の充実

■ 県の文化施設における鑑賞機会の提供

県では、県内に住んでいる子どもたちが、県立美術館の絵画やロダンの彫刻、グランシップにおける音楽公演、SPACの舞台芸術など、県が進める文化事業に触れる機会を確保するため、これらの文化施設への中学生の招待などにより、質の高い文化芸術の鑑賞機会を提供します。

■ 学校・地域への巡回公演などの実施

県や県文化財団では、県内の各地域において、子どもたちが文化芸術に触れる機会を充実するため、市町や県文化協会等と連携して、学校や身近な地域の文化施設を会場に、音楽や伝統芸能、演劇など、様々な分野の公演や鑑賞教室の開催、さらには、芸術家を学校に招いて行う出前講座や芸術体験教室などを実施します。

県では、市町が実施する文化芸術鑑賞事業に対して、(財)自治総合センターや(財)地域創造などの補助制度を活用した支援を行います。

■ 県立美術館における体験機会の提供

県立美術館では、美術に関する県の拠点施設として、魅力的な展覧会の開催をはじめ、利用しやすい料金の設定、出張美術講座による美術作品の鑑賞普及事業などにより、若い世代への美術鑑賞機会を提供します。

また、「絵の具開放日」、「粘土開放日」など、親しみやすい体験講座やワークショップの実施により、子どもたちが創作活動を体験できる機会を充実します。

■ グランシップにおける鑑賞機会の提供

県では、文化創造と交流のための県の拠点施設であるグランシップが、子どもたちが国内外の様々な文化に触れたり、自らの活動の発表の場として活用されるよう、利用しやすい環境整備を進めます。

県文化財団では、自主企画事業として、子どもたちが文化芸術に親しむきっかけとなるオーケストラ教室や能楽教室をはじめ、音楽、ミュージカル、伝統芸能など、幅広い分野で質の高い公演事業を提供します。

■ SPACにおける人材育成

SPACは、舞台芸術公園及びグランシップ内の静岡芸術劇場を拠点に、世界的な舞台芸術創造活動を行うとともに、体験教室や県民参加による創作演劇の実施、演技指導などを積極的に行っており、わが国有数の演劇人の育成拠点となりうる可能性があります。

SPACでは、質の高い公演の鑑賞機会の提供に加え、中学生や高校生を主な対象とする「親と子の演劇教室」、高校演劇ワークショップ、高校の演劇部や地域の劇団との交流などを通じて、舞台芸術に関する知識の普及や人材の育成を進めます。

■ 「第24回国民文化祭・しずおか2009」への参加促進

平成21年開催のこの大会は、子どもたちが自分の住む地域の文化を見直し、文化活動に参加したり、県内各地や国内外の様々な文化に触れたりする絶好の機会となります。

県では、この大会の開催に当たり、国、市町、各種文化団体と連携し、県内の学生、子どもたちが各事業に積極的に参加できるような事業の企画・運営、環境の整備を進めます。

■ 中学生・高校生の文化活動の促進

県では、中学生や高校生の自主的な文化活動を促進するため、学校と連携して、文化活動発表の場となる中学校総合文化祭や高等学校総合文化祭などを実施する中学校文化連盟、高等学校文化連盟の活動を支援します。

また、全国レベルのコンクール等で活躍が期待できる、県内高等学校の文化部活動に年間を通じて外部指導者を派遣し、文化活動の充実や強化を図ります。

■ 市町、地域団体、学校等の取組の促進

県内の各地域には、子どもを対象とする鑑賞教室、ワークショップなどに取り組む様々な団体、NPOなどが活発に活動しています。また、学校でも、独自の鑑賞教室や地域文化活動との交流会などを自発的に行っています。

子どもが文化に触れる機会の充実を図るには、地域におけるこれらの活動が活発になることが不可欠です。県や県文化財団では、これらの取組の情報発信、ノウハ

ウや参考事例などの提供を行い、県の文化施設、市町、各種文化活動団体、学校、保育機関、家庭など、関係者間の連携の促進を進めます。

■ 地域文化との交流の促進

地域の個性ある文化を継承していくためには、子どもたちが地域文化を知り、体験することが大切ですが、伝統芸能など、地域の文化活動においては、少子化などの影響で、参加者の減少や後継者の不足が課題となっています。

県や県文化財団では、これらの活動に関する情報発信に努め、学校、地域の文化施設、文化活動団体等との連携の促進を図ります。

■ 文化財・伝統文化を知る機会の充実

県では、県内の文化財や郷土の伝統芸能について、広く理解と関心を持ってもらうため、11月上旬を「しずおか文化財ウィーク」に設定して、文化財ウォーク等を開催するとともに、市町と連携し、文化財保持者から協力を得ながら、「伝統文化フェスティバル」などの関連イベントを開催します。

また、(財)静岡県埋蔵文化財調査研究所と協働して、埋蔵文化財展やパネル展示、学校への文化財出前講座、出土文化財の貸出などを通じて、子どもたちが文化財を身近に感じる機会を提供します。

■ 異文化の理解の促進

県や県文化財団では、子どもたちが国内外の多様な文化に触れる機会の充実や、文化を通じた国際交流を促進するため、国民文化祭における海外との文化交流、富士山静岡空港開港に伴う交流イベントをはじめ、様々な機会を通じ、異文化の紹介を行うとともに、県内で開催される様々な文化活動の情報の収集と提供を行います。

■ 文化芸術公演情報の提供

県文化財団では、子どもたちが、様々な芸術公演や文化イベントに触れられるよう、県と連携し、県内で行われる音楽、演劇、ミュージカルなどの公演、美術展示会など、県内で行われる各種イベント情報の提供の仕組みづくりを進めます。

(2) 文化の“しずおかブランド”の創造

(重点施策2) モデルとなる文化創造の推進

■ SPACによる新たな舞台芸術の創造

SPACは、平成9年から静岡舞台芸術公園、静岡芸術劇場の専属劇団として、舞台芸術の創作活動を行い、その活動は、地域で世界的な文化創造を行う試みとして、国内外から高い評価を得ています。

SPACでは、芸術総監督の下で新たな舞台芸術作品を創作し、県民に質の高い作品鑑賞機会を提供するとともに、県外や海外での公演を積極的に行い、本県文化の情報発信を行います。

また、世界の舞台芸術作品を上演する「Shizuoka 春の芸術祭」の毎年春の開催などにより、鑑賞機会の提供と合わせて、舞台芸術を通じた国際的な文化交流を進めます。

さらに、県民劇団公演や「親と子の演劇教室」、ワークショップなどを通じて、県民が舞台芸術に親しむ機会を提供することにより、舞台芸術に対する県民の関心を高めていきます。

県では、SPACの活動について、県内はもとより国内外に情報発信を行います。

■ 静岡国際オペラコンクールの開催

県では、本県ゆかりのプリマドンナ三浦環^{みうらたまき}の業績を顕彰し、次代の声楽界を担う有望新人の発掘・育成や国際交流を進めるため、若手声楽家の登竜門となる「静岡国際オペラコンクール」を平成8年から開催しています。

平成20年に浜松市を会場に開催する「第5回静岡国際オペラコンクール」において、国内外から多くの参加者を集め、本県文化の情報発信を行います。

関連事業として、オペラおもしろ講座や「県民オペラ」（「第24回国民文化祭・しずおか2009」では県民参加による「THEオペラ」として実施）の開催、ボランティアスタッフの運営への参加などを通じて、オペラ文化の定着を図ります。

■ しずおか世界翻訳コンクールの開催

県では、わが国の優れた文学の翻訳を通じて、若手翻訳者の発掘・育成や国際交流を進めるため、日本の小説及び評論の翻訳を国内外から募集し、優秀者を表彰する「しずおか世界翻訳コンクール」を平成7年から開催しています。

平成 21 年度には、平成 19 年から募集している「第 7 回しずおか世界翻訳コンクール」（英語、ドイツ語、韓国語）の審査・表彰を行います。世界から多くの作品を募ることにより、わが国の文学の普及を図るとともに、最優秀受賞者の本県への留学や翻訳作品の発表を通じて、本県文化の発信を行います。

■ 伊豆文学フェスティバルの開催

県では、「伊豆の踊り子」や「しろばんば」など、文学のふるさととして名高い伊豆地域の特性を生かし、伊豆を舞台とした新しい文学・人材の発掘をめざし、平成 9 年から、毎年伊豆を題材とした小説、紀行文、随筆を募集し、優秀作品を表彰するなどの「伊豆文学フェスティバル」を開催しています。

今後も継続して開催し、優秀作品集の出版や作者の紹介などを通じて、文学のふるさと「伊豆」の情報発信と人材の育成を図ります。

■ 多彩な“しずおか文化”の情報発信

県内には、浜松市の「国際ピアノコンクール」など、国内のみならず、海外からも高い評価を受けている様々な文化活動があります。また、国宝を含む貴重な絵画や文化財を収蔵する美術館や博物館などが多数存在しています。

県では、これらの多彩な活動や文化資源が、本県の文化として、多くの人々に認識され、“しずおか文化”のイメージ向上につながるよう、市町等と連携し、効果的な情報発信を行います。

県立美術館のロダン館では、「考える人」、「地獄の門」、「カレーの市民」など、19 世紀最大の彫刻家と言われるロダンの彫刻作品を数多く展示しています。これらの作品の価値が国内外に広く認知されるよう、効果的な広報や情報発信を行います。

また、県文化財団では、グランシップ自主企画事業として、詩人の協働による新たな文芸の試みである「しずおか連詩の会」などの特色ある創造活動をはじめ、本県の文化資源を生かした個性ある文化創造に取り組みます。

(重点施策3) 誇りを育む文化資源の発掘と活用

■ 富士山の世界文化遺産登録の推進

富士山は、美しい姿によって、古くから詩歌に詠まれ、絵画に描かれ、信仰の対象となるなど、日本文化の源として親しまれてきました。また、海外からも日本の象徴として広く認識されています。

県では、富士山の文化的価値を人類共通の財産として後世に継承していくため、世界文化遺産登録の早期実現に向けて、山梨県等と共同で、富士山の顕著な普遍的価値を明らかにするほか、富士山の保護措置に関する作業を進めます。

さらに、富士山の文化的価値が広く認識され、世界文化遺産登録への機運が高まるよう、関係市町や団体等と連携した情報発信に取り組みます。

■ 文化資源の活用の促進

本県には、歴史的な文化財から、地域で継承されている伝統芸能、街の音楽フェスティバルや人形劇、現代アートの先進的な取組、地域の美術館や博物館、各種の文化産業まで、様々な文化的な資産や活動実績があります。

これらを文化資源として生かし、より幅広い活動に育てていくのは、地域で活動する様々な団体やNPOなど、県民の力です。

こうした活動が活発化するためには、核となる文化資源の存在や意義が広く知られ、理解されることが必要です。このため、県や県文化財団では、これらの情報収集や提供に取り組むとともに、活動しやすい環境の整備に努めます。

また、県では、本県に関係する写真、映像、文書など、歴史的・文化的価値を有する貴重な資産について、適切な保存を進めるとともに、展覧会などの開催を通じて紹介します。

■ 文化財等の保存と活用

有形・無形の文化財や民俗芸能、伝統工芸に対する県民の理解と関心を高め、後世に受け継いでいくため、県では、新たな文化財などの発掘に努めるほか、(財)静岡県埋蔵文化財調査研究所などを通じて、文化財の展示や紹介を行います。

■ 観光・交流への文化資源の活用

平成21年3月には富士山静岡空港が開港し、国内外との交流がこれまで以上に活発になります。県外や海外から多くの人々が訪れる魅力ある静岡県とするために

は、各地域の文化的な魅力を生かした観光ルートや観光商品を提案していくことが求められます。

県や県文化財団では、市町や旅行会社などの活発な取組を促進するため、市町等と連携し、文化資源に関する情報について、観光協会などの関係者との共有化を図り、文化を生かした観光PRの仕組みづくりに努めます。

■ 文化が育んだ価値ある風景の継承

県内には、「東海道」や「塩の道」など文化的に価値ある道や地域の営みと調和した道からの風景、日本の原風景ともいえる棚田など農山漁村の風景などが数多く残っています。

これらの風景を地域住民や企業、行政が協働で残していく取組が進められています。県では、これらの取組を積極的に支援していきます。

■ 文化を生かした個性ある景観まちづくり

景観は、その地域の歴史や文化を背景にして形成されるものであり、魅力ある景観は地域の誇りとなります。

景観形成は、生活に密接に関係しているため、市町や地域住民が中心となって取り組むものですが、県では、景観形成に関する啓発事業を行うほか、市町をまたぐ広域景観について、「しずおか景観形成重要地域」として、住民、事業者、市町と協働した景観づくりに取り組みます。

また、地域の景観、伝統や文化に調和した公共事業を進め、個性あるまちづくりを進めます。

■ 文化と産業を結ぶ仕組みづくり

文化の力が、デザイン産業、観光産業、アニメ産業、食と土産物産業、生活関連産業、イベント産業、流通産業その他の新産業を生み出すなど、産業・経済の推進力としての文化が持つ効果や機能を踏まえた取組が重要なものとなっています。

県では、関係団体と連携して、長い歴史と伝統に培われた静岡茶を「世界の緑茶の中心地しずおか」として、国内外に情報発信することをはじめ、各地の伝統や食文化を生かした本県産農林水産物の付加価値向上に取り組めます。

歴史に培われた伝統工芸品や、製造品出荷額等全国第3位の「ものづくり県」を支える「匠の技」などは、本県の文化として継承していくことが重要です。県では、関係団体と連携して、展示会の開催や伝統工芸品サポーターの養成などを進めます。

県や県文化財団では、地域産業や企業と文化活動をマッチングさせたり、産業プロジェクトに文化資源を紹介したりするなど、文化と産業を結ぶ仕組みづくりに関する調査検討を進めます。

■ コンテンツ産業の振興

県では、将来的な成長が期待されるコンテンツ産業の振興を図るため、「しずおかコンテンツバレー構想」を推進する静岡市や民間団体などと連携しながら、クリエイター・データベースの利用促進やデジタルコンテンツグランプリの開催などに取り組みます。

（重点施策４）県民の文化活動の裾野と文化交流の拡大

■ 「第24回国民文化祭・しずおか2009」の開催

平成21年10月24日から11月8日まで、全国的な文化の祭典「第24回国民文化祭・しずおか2009」を本県で開催します。この国民文化祭では、「ふじのくに 高まる広がる 文化の波」をテーマに、富士山のように、文化の質や水準の“頂点”がさらに高まるとともに、その周辺を支える“すそ野”が広がることをめざしています。

このため、県、県内市町、各種団体で構成する県実行委員会及び市町実行委員会では、芸術文化から生活文化、伝統文化までの幅広い分野で、多くの県民が日頃の活動の成果を発表し、国内外との活発な文化交流が行われるにぎわいある大会となるよう、企画・運営を進めます。

また、国内外との幅広い文化交流を通じて、本県の多彩な文化を発信するとともに、地域資源を見直し、新たな文化創造へとつながる契機としていきます。

さらに、すべての人が気軽に参加でき、県民が一体感を持てるような体制、環境づくりを進めるほか、企画や運営において県民の積極的な参画を進め、「ささえる」体制づくりに取り組んでいきます。

■ 県芸術祭など発表の場の提供

県では、県民の主体的な文化活動を促進するため、創作した芸術作品の発表や相互の鑑賞、評価の機会となる「静岡県芸術祭」を県内各地で開催します。

また、新たな芸術分野である映像文化について、関係団体等と連携し、「デジタルコンテンツグランプリ」の開催など、普及や人材育成に取り組みます。

■ 体験講座・ワークショップ等の開催

県立美術館では、実技室を県民に開放する「創作週間」、専門家による「技法セミナー」、親子で参加する「土曜アトリエ」など、様々な講座・セミナーを通じて美術の創作に取り組む県民の活動を支援します。

県文化財団では、音楽などの様々な分野で、県民参加によるワークショップなどを行います。

SPACでは、県民がプロの演出家の指導の下で演劇作品を作り上げる県民劇団の公演や「親と子の演劇教室」など、舞台芸術に県民が参加する機会を提供すると

ともに、練習方法や舞台裏を支える仕事に触れ、舞台芸術についての理解を深める機会を提供します。

■ 文化活動を促進する環境の整備

県や県文化財団では、文化活動の主役である県民の主体的な活動を促進するため、フォーラムの開催や相談窓口の設置など、様々な機会を通じて県民ニーズの把握に努め、活動環境の向上に努めます。

また、地域の文化活動において大きな課題となっている練習場の確保、支援制度について、既存の施設や制度の効果的な活用に向けて、施設の利用情報や助成制度の情報、ボランティア情報など、必要とされている様々な情報をデータベース化して提供する仕組みづくりを進めます。

■ 高齢者や障害のある人の文化活動機会の提供

県では、年齢、性別、能力、言語など、人々が持つ様々な特性や違いを超えて、県民誰もが文化活動に参加できるように、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備、環境整備に努めます。

障害のある人の文化活動を促進するため、「静岡県障害者芸術祭」などを実施し、平成 21 年には本県で「全国障害者芸術・文化祭」を開催します。

また、高齢者の文化活動を促進するため、「静岡県すこやか長寿祭美術展」などを開催します。

県立美術館では、彫刻を中心に、作品に手を触れることにより、五感を刺激する美術展示「タッチツアー」などの事業に取り組みます。

県文化財団では、「自由芸術祭」の開催など、高齢者や障害のある人が参加する自主企画事業を実施します。

県内では、障害のある人が、文化芸術を通じて、生きる喜びや社会参加をめざす「エイブルアート」の取組などが始まっています。県や県文化財団では、こうした地域の主体的な活動を促進するため、情報の共有や提供、関係者のネットワーク化などを進めます。

■ 生涯にわたって文化を学ぶ機会の提供

県や県文化財団では、多様化・高度化する県民の学習欲求に対応し、県民が生涯にわたって学習することができる機会を提供するため、NPOや大学、公民館等と

連携して、文化や芸術に関する情報提供を行います。

■異文化理解の促進

県では、県民が国内外の多様な文化に触れる機会の充実、文化を通じた国際交流を促進するため、県・市町の国際交流協会等が行う異文化理解促進事業の支援、様々な機会を通じた異文化の紹介、県内で開催される様々な文化活動の情報の収集と提供を行います。

(3) 自立・自転する文化支援の仕組みづくり

(重点施策5) アートマネージャーなどの充実

<地域の「ささえる」活動>

県内各地域では、様々な文化団体が活発に活動をしており、最近では、商店街に文化を持ち込んで「まちおこし」を図る団体、子どもや障害のある人と文化の接点を作る団体など、文化と社会をつなぐ活動を行うアートNPOなども増えています。

これらの活動を中心となって行う人々や団体が、地域のアートマネージャーなどとして、本県の文化活動の活発化に活躍することが期待されます。

※多様な文化の担い手や関係者の間に立って、それらの活動をネットワークすることで、文化を創造する者と享受する者をつなげたり、文化に関する各種資源（資金、人材、ノウハウなど）を仲介したりするなど、文化と社会を橋渡しする機能を「中間支援機能」、その組織を「中間支援組織」と言います。

<広域的な支援組織>

地域の「ささえる」活動が活発化するためには、専門的な人材を有する広域的な組織が、文化に関する様々な情報の提供、知識やノウハウの集積を基にした助言など、側面的な支援を行うことが有効です。

※地域の文化を「ささえる」活動（中間支援機能）を、広域的に側面から支援する組織を、「センター的な機能を持つ中間支援組織」と言います。

○ 県文化財団

県文化財団は、本県文化振興の中核組織であり、長期的な視点からアートマネージャーなどの専門的な人材の充実を進め、地域の「ささえる」活動を促進する中心的な組織として機能を発揮することが求められます。

○ 大学

アートマネジメントに関する専門的な人材の養成を行う静岡文化芸術大学をはじめ、県内の大学は、文化振興を進める上で、人材、施設、ノウハウなど、多くの資源を有しており、地域の文化活動の舞台となったり、課題の解決や新たな取組への提案を行ったりするなどの機能が期待されます。

■ 「文化政策セミナー」などによる人材の育成

県や県文化財団では、地域で文化を「ささえる」人の充実を図るため、大学やNPO等と連携し、「文化政策セミナー」等の開催を通じて、イベント運営、広報、会計、資金調達、著作権対応など、「ささえる」活動に必要な様々な知識やノウハウを学ぶことのできる機会を提供します。

■ しずおか文化“人財”バンクの構築

県や県文化財団では、地域の文化活動に活躍している人々が、より広い範囲で、様々な活動に対するアドバイザーとして、その能力を発揮してもらうよう、文化の“人財”を登録するなどして地域の求人需要とのマッチングを図ります。

■ アートNPOフォーラムの開催

県や県文化財団では、文化資源を活用したまちづくりなどに取り組むアートNPOの活動を促進するため、「アートNPOフォーラム」の開催などを通じて、アートNPO同士が課題やノウハウの共有化を図り、その克服や新たな取組を生み出す機会を提供します。

■ 県文化財団の機能の充実

県文化財団では、質の高い文化芸術の鑑賞機会の提供を進めるとともに、地域の文化活動の支援を行っていくため、アートマネージャーなど、継続的に文化振興に携わる専門的な人材の充実を進めます。

県や県文化財団では、文化に関する様々な情報を一元的に集積し、提供するとともに、文化活動に関するアイデア、ノウハウの助言や相談への対応など、文化に関する総合窓口的な機能を担うことのできる組織体制づくりに取り組みます。

■ 大学と文化施設等との連携の促進

県や県文化財団では、県内の大学と公立文化施設との間で、連携した事業の実施、講師の派遣、インターンシップの受入など、人的な交流・連携の促進に向けて、情報提供や仲介を行います。

また、大学と地域の活動団体等との連携手法について検討を行います。

■ 地域の文化活動への支援

県文化財団では、県内の多彩な文化活動の活性化や“しずおか文化”の国内外への発信に積極的に取り組んでいる文化活動団体に対して、「ふじのくに文化交流・発信事業補助金」制度を活用して支援します。

県や県文化財団では、地域の文化を「ささえる」NPO や活動団体が持続的に活動できるような効果的な支援手法について検討を行います。

■ 地域文化活動の表彰・後援

県では、地域で文化の振興に功績のあった個人や団体を称えるため、表彰を行うほか、県内で行われる文化活動を積極的に後援し、文化活動情報を提供します。

県文化財団では、地域の文化活動を促進するため、優秀な活動団体を「地域文化活動賞」として表彰し、県内に広く紹介します。

■ 文化施設の拠点化の促進

県や県文化財団では、県内の文化ホール、劇場などの文化施設が、地域の文化拠点としての役割を担っていくよう、「公立文化施設協議会」の活動などを通じて、施設運営や事業展開の手法、あり方などに関する情報提供、共有化を行い、文化施設運営のレベルアップを図ります。

■ 企画・アイデアでの協働の推進

創造性を育てる文化・芸術分野では、アーティストや実際に文化活動を行う団体が持つ優れた企画やアイデアを生かすことが重要です。

県や県文化財団では、個別事業の企画検討における共同作業などを通じ、アーティストやアートNPO、学生、大学関係者など、様々な主体のアイデアを生かせる仕組みの整備に取り組めます。

(重点施策6) 文化をつなぐネットワークづくり

■ 文化情報データベースの構築

文化活動が活発化するためには、様々な活動が相互に連携したり、参加者や活動の場が広がったり、まちづくりや産業、教育など、他の分野の活動と結びつくなど、様々な主体に「ささえ」られ、広がりが生まれる必要があります。そのための基盤として、関係者が情報を共有することが重要です。

県文化財団では、県と連携して、県内の文化活動に関する様々な情報（事業、人材・団体、場所、助成制度など）を一元的に集積し、広く提供することにより、誰もが容易に文化活動などの情報を得ることができる環境の整備を行います。

整備に当たっては、設置者からの一方的な情報提供ではなく、利用者である県民をはじめ、各主体からの積極的な情報提供ができる形態とするため、利用者との協働した検討会を開催します。

■ アーティスト・文化資源発見事業の実施

県や文化財団では、文化情報データベースの活発な利用を図るため、例えば、県内の祭りや文化展等、テーマを決めた情報収集や地域ゆかりのアーティストの作品発表コーナーの設定など、データベース上でのイベント等を開催することにより、県内の文化資源やアーティスト等の発掘に努めます。

■ 市町・文化施設・文化団体との連携

県では、県の進める文化政策の考え方を県内に普及するとともに、円滑な推進を図るため、市町、県内公立文化施設とで構成する「市町等文化行政推進連絡会議」などを通じて、情報提供や意見交換を実施します。

また、地域で文化・芸術活動を担う「県文化協会」や「県地域文化団体連絡協議会」加盟団体との連携を深め、情報提供や意見交換を実施します。

■ 連携を促す交流イベントの開催

県や県文化財団では、地域で活動する文化団体、アートNPO、県内の大学など、文化活動の様々な主体が相互に連携し、新たな取組を始める機会を提供するため、アートイベントやフォーラム、セミナーなど、様々な行事の開催を通じて、交流の場の充実を図ります。

■ 交流の場の整備

県や県文化財団では、文化関係者が集まり、恒常的に情報交換や意見交換のできる場所の整備について、検討を行います。

■ 文化ボランティア活動の促進

県や県文化財団では、自発的に文化を「ささえる」活動をしたいと望む人々が増えていく中で、年齢や知識・経験などを生かした文化ボランティア活動を促進するため、ボランティア募集情報や様々な活動情報の提供など、参加しやすい環境の整備を行います。

また、ボランティアがより充実した活動を行うことができるよう、ボランティアコーディネーターの養成、ボランティア講座や体験教室の開催など、学習体制・機会の充実に取り組みます。

■ 企業等との連携・メセナ活動の促進

県内では、様々な企業がメセナ活動を行っており、その形態も、財政的な支援だけでなく、人的、物的支援など多様です。文化活動が自立・自転するためには、こうした企業や個人の支援活動がより活発化していくことが重要です。

県や県文化財団では、県内におけるメセナの増加をめざし、企業等民間団体の支援活動の現状調査、企業や個人が支援を行いやすい仕組みづくりについての検討を進めます。

■ 「第24回国民文化祭・しずおか2009」の活用

平成21年に開催される国民文化祭は、県全域で様々な主体が相互に連携しながら活動を行うことから、文化を「ささえる」活動のネットワーク形成の絶好の機会です。県民はもとより、地域の各種団体が積極的に運営に参加できるような環境の整備を行います。

1 文化に関わる様々な主体との協働

文化活動の主役は県民であり、県や市町などの行政機関、各地の文化施設や文化団体、大学、学校、企業、さらにNPOや文化ボランティアなど多様な主体が、その役割を果たしつつ、互いに補完し合い、協働することによって、その活動を「ささえて」いくことが重要です。

基本目標の達成に向けて、県が果たすべき役割と、市町をはじめ、文化に関わる様々な主体に期待される役割は、次のとおりです。

(1) 県

県は、具体的な施策や事業を自ら展開していく「文化行政」から、基本的な方針確立や政策調整を行っていく「文化政策」への転換をめざし、基礎的なデータの収集・分析、他分野の政策との調整などを踏まえた文化政策の検討体制の確立を図ります。

また、文化振興に関する基本的な方針に基づき、県民の文化活動が活発化するような環境や基盤の整備、市町や民間では実施が困難な広域的な視点に立った施策に取り組みます。

地域における充実した文化振興施策を展開するために、他の都道府県と連携を図り、積極的に国等への働きかけを行います。

(2) 市町

市町は、基礎的自治体として、地域の個性ある文化の振興を、関係者と連携しながら直接的に担っていくことが期待されます。

近年では、文化を中心とした創造的なまちづくりを進める「創造都市」の考え方に基づき、戦略的な取組を進める市もあります。

今後、文化に関する基礎的なデータや県民のニーズ、文化振興に関する動向など、情報の共有化を図り、県、市町、県文化財団、各文化施設等との連携を深めることが必要となります。

(3) 文化施設

文化施設は、地域の文化活動の拠点として、様々な文化や芸術を鑑賞する場、日頃の活動の発表の場、関係者の交流の場として活発に利用されるとともに、各種情報の提供、地域からの積極的な情報発信の機能が期待されます。

文化施設が地域の文化活動の拠点としての役割を担っていくよう、専門的な人材の充実を図るとともに、様々な文化施設や行政機関との間での情報の共有やネットワークの形成が必要となります。

(4) 文化団体

鑑賞者による自主的な組織、創作活動をする人々で構成する文化団体や文化協会は、それぞれの分野で文化活動の活発化のために、個々の活動を支え合い、課題の解決に努めているほか、後進の指導など次世代の活動者の育成を図っています。

こうした取組がより効果的に進められるよう、県文化財団や地域の文化施設が行う講習会や相談・支援の機会を通じて、広域的に、また異分野間において情報の共有やネットワーク化を図っていくことが必要です。

(5) 大学

大学は、教育・研究機関であるだけでなく、文化振興を進める上で、人材、施設、ノウハウなど、多くの資源を有していることから、専門的な知識やノウハウを基に、地域の様々な文化活動に助言を与えたり、個々の活動に共通する課題を整理したり、解決のための提言を行うなどの機能が期待されます。

大学の持つ資源が地域の文化活動に十分生かされるよう、文化施設や地域文化事業との交流・連携を進めることが重要です。

(6) 学校

学校は、子どもたちの学習の場であるとともに、成長・人格形成の場でもあります。本物の文化、芸術に触れ、感動や刺激を受ける体験が、子どもたちの感性を磨き、将来の本県の文化を担う人材の育成にもつながります。

子どもたちが本物の文化に触れる機会を充実するため、地域の文化活動団体や指導者との連携、地域の文化活動への参加、文化施設と連携した取組等が重要です。

(7) 社会教育施設

公民館などの社会教育施設は、地域住民に学習機会を提供するとともに、地域の課題に積極的に取り組むなど、まちづくりの拠点として活動しており、地域の文化活動とも密接に関連しています。

今後、文化のネットワーク化を進め、文化活動の活発化を図るためには、社会教育施設と文化振興施策との連携が期待されます。

(8) 企業

近年、企業の地域社会への貢献活動としてのメセナ活動が盛んとなっており、文化活動が自立・自転していくうえで、地元企業の理解・協力は重要な要素です。支援方法も、財政的な支援だけでなく、企業活動に即した人や物の支援など、多様化しています。

文化活動と企業活動が良好な連携関係を形作っていけるよう、企業関係者と文化関係者との交流の促進、企業の文化活動支援のための仕組みづくりが重要となります。

(9) NPO

現在、県内のNPO法人は700団体を超え、文化に関する目的や事業内容を掲げるNPOも多くあります。NPOは公益的な事業を継続的に推進する組織として、地域で文化を「ささえる」役割を担っていくことが期待されます。

これら文化に関わるアートNPOの活動の活発化に向けて、様々な主体や他の分野の活動などとの情報の共有化や連携を促進することが重要です。

(10) ボランティア

世論調査結果では、現在ボランティア等の支援活動に参加したことのある県民の割合は、5%にとどまっている一方で、今後参加したいと考える人は30%を超えています。今後、ボランティアとして積極的に文化に関わろうとする人が増えることにより、地域の文化活動を「ささえる」大きな主体となっていくことが期待されます。

年齢や知識・経験に応じた文化ボランティア活動を促進するため、ボランティアの募集情報や学習機会の充実を図ることが重要となります。

2 政策の評価・改善

文化振興は、成果が発揮されるまでに長い時間を要します。文化振興施策を効果的に実施するためには、施策推進の目標を明確にした上で、定期的に目標の達成度や各施策の効果を検証し、評価することが重要です。

客観的な評価結果を踏まえて、施策の改革・改善を次の政策立案に反映させる、P（計画：Plan）、D（実施：Do）、C（評価：Check）、A（改善：Action）による「改革・改善のサイクル」を確立する必要があります。

(1) 評価のサイクル

ア 計画（Plan）

本計画において、今後 10 年程度を見据えた文化振興の基本目標を設定するとともに、計画期間である平成 20 年度から 22 年度までの3年間に推進する重点施策、施策の目的や目標などを明らかにします。

イ 実施（Do）

基本目標の達成に向けて、本計画に示された施策を推進します。推進に当たっては、取り巻く状況等を踏まえて、できる限り効果的な実施に努めます。

ウ 評価（Check）

<1次評価>

毎年度、各施策の実施状況を取りまとめるとともに、関連するデータの収集を行い、自律的な改善のための1次評価を行います。

<2次評価>

評価の客観性を高め、より適切な施策展開を図るため、「静岡県文化政策審議会」が2次評価を行います。

エ 改善（Action）

評価によって明らかにされた問題点や改善の方向などについて、次年度の施策推進への反映に努め、より効果的な施策展開に結び付けます。

(2) 情報の収集・提供と県民意見の反映

実施状況や評価の内容について情報公開を行うとともに、インターネットや各種の会議等を通じて、県民・関係者の意見の集約や反映に努めます。

評価の基礎となる文化に関連する各種のデータ、施策推進の参考となる各種の取組の事例など、参考資料の収集・充実に努め、施策の実施や評価の方法に随時活用していきます。

資料編

- 1 用語解説
- 2 静岡県の文化に関する各種データ
- 3 計画策定までの経過
- 4 静岡県文化政策審議会委員名簿
- 5 静岡県文化振興基本条例

1 用語解説

■ 文化力 (P3)

文化が持つ力。本計画3ページ記載のとおり、文化には様々な面で力を発揮することが期待されている。各地域における文化の魅力の違いがこの力の差につながることから、本計画では、文化の魅力度を文化力としている。

■ アートマネージャー (P13)

文化・芸術と社会をつなぐ、文化の専門的なつなぎ手。文化活動の企画・運営に関する知識や経験を基に、芸術家と社会、地域の様々な文化活動を結びつけ、新たな可能性を開拓する人。

■ グランシップ (P14)

県の文化振興・交流の拠点施設「静岡県コンベンションアーツセンター」の愛称。約 4,600 人収容の大ホール、国際会議場として使用できる会議ホール、オーケストラピットのある中ホールなどがあり、各種の公演や会議に対応できる。

■ (財) 静岡県舞台芸術センター (SPAC) (P14)

平成7年に舞台芸術の創造活動を通じて静岡県の芸術文化の振興を図るために設立された公益法人。芸術総監督に鈴木忠志氏を招いて発足、平成19年度から宮城聰氏に交代した。世界的なレベルの舞台芸術作品を生み出している。

■ 企業メセナ (P19)

企業による芸術文化支援のこと。「メセナ」は古代ローマ皇帝に仕え、詩人や芸術家を厚く擁護したマエケナスに由来するフランス語で、「芸術文化の擁護・支援」を意味する。

■ (財) 自治総合センター (P22)

地域振興に資する事業等を通じて住民福祉の増進に寄与すること等を目的に、地方公共団体関係者により昭和52年に設立された公益法人。

■ (財) 地域創造 (P22)

芸術・文化の振興による創造性豊かな地域づくりの実現を目的に、地方公共団体関係者により平成6年に設立された公益法人。

■ 文化財ウォーク (P24)

文化財に気軽に触れる機会として、県内の文化財を歩いて巡る催し。文化財に対する理解と関心を高めるため、県が毎年、文化財に関するシンポジウムなどと合わせて開催している。

■ 伝統文化フェスティバル（P24）

県内の伝統文化の普及や理解促進を図るため、平成 18 年度から県が中心となって開催している県内伝統芸能の祭典。

■ ^{みうらたまき}三浦環（P25）

大正から昭和にかけて欧米で活躍したオペラ歌手。大正 4 年ロンドンのオペラハウスで「蝶々夫人」の主演を演じて大好評を博し、アメリカやイタリアでプリマドンナとして大活躍した。父母と夫が静岡県出身であることから、一時期は静岡県内で生活・活動を行うなど、本県と縁が深い。

■ しずおか連詩の会（P26）

三島市出身の詩人大岡信氏を中心に国内外で活躍する詩人が集まり、連詩の創作と発表を行う場。平成 11 年から毎年グランシップにおいて開催している。連詩とは、複数の詩人が同じ場所に集まり、前の詩の意味や言葉を受けてイメージを広げながら交代で詩を創作していくもの。

■ 伝統工芸品サポーター（P28）

本県の伝統工芸品の理解促進や普及を図るため、県が設けている制度。伝統工芸品に興味のある人を公募により「伝統工芸品サポーター」に任命し、展示会などの説明者として活躍してもらうよう養成を行っている。

■ しずおかコンテンツバレー構想（P29）

平成 16 年に静岡情報産業協会などが静岡県と静岡市に提言した「コンテンツビジネスのメッカとしての静岡の実現」のための構想。この構想に基づき、推進組織として、平成 17 年に「しずおかコンテンツバレーコンソーシアム」が設立された。

■ クリエータ・データベース（P29）

静岡県が運営するクリエイター支援のためのデータベース。コンテンツ産業に関わるクリエイターのPR情報を登録し、公開している。

■ デジタルコンテンツグランプリ（P29）

県内のデジタルコンテンツの制作・流通の拡大を目的に、平成 17 年度から開催しているコンテスト。静岡県にちなむテーマなどで全国から作品を募集し、優秀作品の表彰を行っている。

■ タッチツアー（P31）

県立美術館に展示しているロダンなどの彫刻作品を、視覚障害のある人が直接触って、鑑賞できるプログラムのこと。ロダン館が開館した平成 6 年から行われている。

■ 自由芸術祭（P31）

グランシップを会場に、平成 19 年にはじまった、障害のある人、ない人、様々な人たちが協働して、作品を創り、演じ、表現をすることを目的とした催し。開催期間にはアート作品の展示や演劇、音楽公演、ワークショップなどを行う。

■ エイブルアート（P31）

「可能性の芸術」として、主に障害のある人が持っている表現力などその芸術性に注目した取組み。表現活動を通じて、隠れている可能性や才能を発見したり、これまでに見たことのないような新しい表現が生まれることが期待されている。

■ 公立文化施設協議会（P35）

公立の文化施設が、相互の連絡などにより、県内各地域の文化振興の促進や充実を図ることを目的とした協議会。

2 静岡県の文化に関する各種データ

<みる>

- (1) 県内の文化会館における公演等の開催状況
- (2) 1年間に芸術や文化を鑑賞する人の割合
- (3) 公立文化施設が行う子どもを対象とする文化鑑賞・体験事業の実施状況

<つくる>

- (4) 県内に居住する芸術家人口の全国比率・順位
- (5) 1年間に芸術や文化の活動を行う人の割合
- (6) 自分の地域に誇ることのできる文化資源があると思う人の割合
- (7) 県内の文化財件数
- (8) 県内市町における文化を生かしたまちづくり計画・活動の数
- (9) 県芸術祭参加者数

<ささえる>

- (10) 県内の文化会館の指導系職員の人数
- (11) 県内で活動するアートNPO団体数
- (12) 文化ボランティアに参加したことのある人の割合
- (13) 県内公立文化施設の自主企画事業における企業協賛などの数

(1) 県内の文化会館における公演等の開催状況

○文化会館における主催・共催事業の実施状況（平成16年度実績）

区分	種別	実施件数	入館者数
ホール	舞台芸術・芸術公演	472	313,176
	その他	366	195,328
ホール以外	学級・講座	187	24,636
	展覧会	48	—
	その他	204	—
計		1,277	—

文部科学省「社会教育基本調査報告書」（平成17年度）

(参考) 県内公立文化施設における自主企画事業の実施状況

○自主企画事業の実施状況

- ・固定席300席以上のホールを持つ公立文化施設（58施設）を対象に、平成19年5月に調査を実施

区分	施設数	割合	事業数計	1館あたり平均事業数
実施している	46	79.3%	583本	12.7本
実施していない	12	20.7%	—	—
計	58	100.0%		

○アウトリーチ事業の実施状況

- ・県内公立文化施設（85施設）を対象に、平成20年2月に調査を実施

区分	施設数	割合	事業数計
実施している	9	10.6%	12
実施していない	76	89.4%	—
計	85	100.0%	

(主な事業内容)

- ・小学校への出前コンサート、園児・児童の演劇鑑賞、
小学校・中学校と地元コーラスグループとのワークショップ など

(2) 1年間に芸術や文化を鑑賞する人の割合

・アンケート調査「文化に関する意識調査」を3年ごとに実施

「あなたは、昨年1年間に、ホールや劇場、映画館や美術館・博物館などの会場で、直接、文化・芸術を鑑賞する機会がありましたか。」

○鑑賞機会の有無

項目	平成18年度	平成15年度	平成12年	国(平成15年度)
あ る	63.2%	69.9%	74.7%	50.9%
な い	36.8%	29.5%	22.8%	48.8%

(以下、平成18年度の状況)

○鑑賞機会があった人の性別 男性：56.9% 女性：70.4%

○年齢別の割合

項目	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上
あ る	72.4%	63.8%	72.7%	65.3%	63.1%	45.8%
な い	27.6%	36.2%	27.3%	34.7%	36.9%	54.2%

○鑑賞の内容・今後鑑賞したい内容(複数回答)

鑑賞した内容	今後鑑賞したい内容
①映画(55.5%)	①音楽(64.1%)
②美術(50.8%)	②映画(54.5%)
③音楽(50.4%)	③演劇(53.0%)
④演劇(31.7%)	④美術(42.0%)
⑤生活文化(26.9%)	⑤文化財(23.8%)
⑥文化財(23.7%)	⑥生活文化(19.2%)

○鑑賞の障害(複数回答)

- ①仕事や家事・育児・介護などで時間的余裕がない(45.2%)
- ②チケットの価格が高いなど経済的余裕がない(26.8%)
- ③行きたいと思うような魅力ある公演や展覧会等が少ない(23.5%)
- ④会場(ホールや劇場、美術館・博物館等)が身近にない(22.0%)
- ⑤公演・展覧会などの情報が得にくい(20.6%)

<調査概要(平成18年度)>

- ・静岡県全域在住の20歳以上の男女2,000人を等間隔無作為抽出方法により抽出
- ・平成19年2月に郵送により調査を実施
- ・有効回収数：829票(回収率41.5%)

(3) 公立文化施設が行う子どもを対象とする文化鑑賞・体験事業の実施状況

- ・ 県内公立文化施設（85 施設）を対象に、平成 20 年 2 月に調査を実施

○子どもを対象とする自主企画事業を行っている施設の数（平成 19 年度）

項目	施設数	実施割合	事業数
実施している	47	55.3%	115
実施していない	38	44.7%	—
計	85	100.0%	

○実施内容

項目	内容	事業数	参加者数	実施例
鑑賞系事業 75 事業 (65.2%)	音楽	21	19,842	ファミリーコンサート、親子のためのクラシック入門、0才からのクラシックコンサート、音楽の絵本 など
	映画	17	9,622	映画「ドラえもん」、「アルプスの少女ハイジ」など
	演劇	14	7,908	ファミリー劇場「白雪姫」、劇団たんぽぽ「百万回生きたねこ」、ブロードウェイミュージカル「フロッグとトード」など
	ショー	14	23,200	レニングラード国立舞台サーカス、しまじろうショー、仮面ライダースーパーライブ など
	伝統文化	5	2,450	県巡回劇場「狂言」、家族で楽しむ笑楽「落語入門会」など
	展示	4	47,045	トレインフェスタ、くまのプーさん森の夏休み、絵本カーニバル など
体験系事業 35 事業 (30.4%)	音楽	11	16,555	ゴスペルワークショップ、スウェーデン音楽療法、サクソワークショップ など
	伝統文化	8	991	能楽鑑賞教室、家族で楽しむ講談教室、闘茶体験と和菓子作り など
	演劇	4	897	演劇ワークショップ、ミュージカル製作、音響・照明操作体験 など
	イベント	4	2,165	こどもサマーフェスティバル（イベント）、子ども文化祭 など
	科学	4	891	天体観測教室 など
その他	4	294	異文化体験教室、絵本づくりワークショップなど	
発表 5 事業 (4.3%)	発表会・コンクール	5	6,104	バレエ・コンクール、音楽コンクール、合唱音楽祭 など
合計		115	137,964	

(4) 県内に居住する芸術家人口の全国比率・順位

○静岡県の職業別（中分類）人口の推移

（単位：人）

総数 Total		昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
A	専門的・技術的職業従事者	124,879	167,708	192,874	217,771	233,318
(1)	科学研究者	1,513	2,268	1,857	4,825	6,289
(2)	技術者	23,744	49,801	63,133	69,832	73,954
(3)	保健医療従事者	33,120	40,290	46,862	55,665	61,986
(4)	社会福祉専門職業従事者			10,583	12,038	14,436
(5)	法務従事者	798	870	888	880	943
(6)	経営専門職業従事者	804	1,257	1,361	1,380	2,382
(7)	教員	34,721	38,311	38,095	40,205	40,243
(8)	宗教家	3,411	3,422	3,831	3,904	3,840
(9)	文芸家, 記者, 編集者	991	1,202	1,710	1,486	1,476
(10)	美術家, 写真家, デザイナー	2,835	3,396	4,508	4,950	5,682
(11)	音楽家, 舞台芸術家	3,012	3,964	3,934	4,406	4,851
(12)	その他の専門的・技術的職業従事者	19,930	22,927	16,112	18,200	17,236
B	管理的職業従事者	69,661	65,181	69,222	73,832	51,755
C	事務従事者	256,705	290,196	332,354	348,674	351,409
D	販売従事者	226,244	231,352	244,747	261,371	262,474
E	サービス職業従事者	128,462	135,386	145,812	163,191	173,773
F	保安職業従事者	24,773	24,551	26,658	27,955	29,192
G	農林漁業作業者	182,775	163,726	135,849	127,449	111,091
H	運輸・通信従事者	70,945	69,082	70,096	74,836	73,613
I	技能工・生産工程・労務作業者	654,808	692,395	742,600	742,889	726,949
J	採掘作業者	1,014	977	873	1,242	1,017
K	分類不能の職業	621	732	1,410	1,767	9,377

○全国比率・順位（職業分類別人口の居住都道府県別割合）

順位	(9)～(11)の計		(9)文芸家, 記者, 編集者		(10)美術家, 写真家, デザイナー		(11)音楽家, 舞台芸術家	
	1	東京都	29.9%	東京都	39.9%	東京都	27.9%	東京都
2	神奈川県	10.1%	神奈川県	10.6%	神奈川県	10.1%	神奈川県	9.6%
3	大阪府	6.7%	埼玉県	7.1%	大阪府	8.3%	大阪府	5.7%
4	埼玉県	5.9%	千葉県	6.3%	埼玉県	6.0%	埼玉県	5.1%
5	千葉県	5.2%	大阪府	5.0%	愛知県	5.1%	千葉県	4.9%
6	愛知県	4.4%	愛知県	2.9%	千葉県	4.9%	愛知県	4.5%
7	兵庫県	3.4%	兵庫県	2.6%	兵庫県	3.4%	兵庫県	4.0%
8	福岡県	3.0%	北海道	2.6%	福岡県	3.2%	福岡県	3.3%
9	北海道	2.8%	福岡県	2.1%	京都府	3.1%	北海道	3.1%
10	京都府	2.4%	京都府	1.5%	北海道	2.7%	静岡県	2.5%
11	静岡県	2.0%	長野県	1.3%	静岡県	2.1%	京都府	2.1%
12	広島県	1.5%	静岡県	1.1%	広島県	1.5%	広島県	1.9%

平成12年度国勢調査結果

平成17年度国勢調査結果速報では、(9)～(11)の全国比率2.0%、全国11位

(5) 1年間に芸術や文化の活動を行う人の割合

・アンケート調査「文化に関する意識調査」を3年ごとに実施

「あなたは、昨年1年間に、文化・芸術に関する事で、個人またはグループで、継続して学習したり、活動したことはありましたか。」

○鑑賞機会の有無

項目	平成18年度	平成15年度	平成12年	国(平成15年度)
あ る	20.4%	24.9%	32.5%	16.4%
な い	79.6%	74.3%	62.5%	83.5%

(以下、平成18年度の状況)

○活動した人の性別 男性：16.1% 女性：23.0%

○年齢別の割合

項目	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上
あ る	19.7%	9.4%	14.8%	20.2%	29.3%	22.9%
な い	80.3%	90.6%	85.2%	79.8%	70.7%	77.1%

○活動の内容・今後活動したい内容(複数回答)

活動した内容	今後活動したい内容
①音 楽 (42.6%)	①音 楽 (29.9%)
②生活文化 (35.5%)	②生活文化 (29.4%)
③美 術 (24.9%)	③美 術 (27.0%)
④演 劇 (14.2%)	④映 画 (16.8%)
④舞 踏 (14.2%)	⑤演 劇 (12.9%)
⑥文 芸 (11.2%)	⑥文 化 財 (10.1%)

○活動の障害(複数回答)

- ①仕事や家事・育児・介護のため活動時間を確保することができない (53.7%)
- ②活動費用がかかりすぎる (19.2%)
- ③興味あるものがない (18.0%)
- ④一緒に活動する仲間がいない (17.7%)
- ⑤交通が不便である (12.4%)

<調査概要(平成18年度)>

- ・静岡県全域在住の20歳以上の男女2,000人を等間隔無作為抽出方法により抽出
- ・平成19年2月に郵送により調査を実施
- ・有効回収数：829票(回収率41.5%)

(6) 自分の地域に誇ることのできる文化資源があると思う人の割合

- ・インターネットを通じたアンケート調査を平成19年9月に実施

○誇ることのできる文化資源の有無

「あなたのお住まいの地域には、他の地域に誇ることのできる文化資源（特色ある文化活動、歴史的な文化遺産や祭・芸能、その地域ならではの景観や食文化など）がありますか。」

項目	回答者	割合
ある	272人	62.0%
ない	167人	38.0%

○誇ることのできる文化資源の内容

「（「ある」と回答した人に）それはどのようなものですか。」（複数回答）

項目	回答者	割合
歴史的な遺産、伝統的な芸能、文化財	186人	68.4%
特色ある地域の景観	88人	32.4%
特色ある文化の創作・保存・普及活動	83人	30.5%
特色ある地域の生活様式（言葉、食文化など）	28人	10.3%
優れた芸術家	17人	6.3%
その他	12人	4.4%

○誇ることのできる文化資源の重要性

「あなたは、他の地域に誇ることのできる文化資源が必要だと思いますか。」

項目	回答者	割合
必要	173人	39.4%
どちらかといえば必要	228人	51.9%
どちらかといえば必要ではない	23人	5.2%
必要ではない	15人	3.4%

<調査概要（平成19年度）>

- ・平成19年度県政インターネットモニター467人に平成19年9月にメールにより照会
- ・回答者数439人（94.0%）

(7) 県内の文化財件数

・ 県教育委員会文化課調べ

種別	内容	指定区分			計
		国	県	市町	
有形文化財	建造物				1,663
	絵画	213	331	1,119	
	彫刻等				
無形文化財	工芸技術	0	1	6	7
民俗文化財	有形	1	9	56	66
	無形	8	46	95	149
記念物	史跡	41	34	282	357
	名勝	9	6	19	34
	天然記念物	29	125	287	441
計		301	552	1,864	2,717

(8) 県内市町における文化を生かしたまちづくり計画・活動の数

・ 県内 42 市町を対象に平成 20 年 2 月調査を実施

区分	制定・策定・実施している市町	割合
文化に関する条例	0	0.0%
文化振興に関する方針・ビジョン・計画	4	9.5%
総合計画における文化に関する計画	35	83.3%
文化を生かしたまちづくり事業・活動	24	57.1%

○文化を生かしたまちづくり事業・活動の数：68事業

<主な活動例>

- ・アート・文化・街づくりフォーラム開催事業（浜松市）
- ・紙わざ大賞（島田市）
- ・遠州横須賀街道ちっちゃな文化展（掛川市）
- ・お茶の香ロード（藤枝市）
- ・トキワマンサクの里づくり（湖西市）
- ・韮山時代劇場附属劇団いず夢（伊豆の国市）
- ・なまこ壁技術伝承事業（松崎町）
- ・ガラス文化の里づくりの児童への啓蒙普及事業（西伊豆町）
- ・町並と蔵展（森町）

(9) 県芸術祭参加者数

・平成18年度実績（県教育委員会文化課調べ）（単位：人）

部門等	種目等	参加者数 (応募・出演者)	鑑賞者数 (入場者)
開会式	オープニングコンサート	2	242
美術部門	美術展	462	8,455
	書道展	958	
	写真展	155	5,988
	優秀作品特別展	—	1,879
	ねんりんピック協賛特別企画展	187	9,137
文学部門	文芸コンクール	613	—
音楽・舞台芸術 部門	合唱コンクール	675	1,178
	演劇コンクール	245	2,493
	舞踊公演	133	1,184
生活文化部門	華道展	98	1,061
合計		3,528	31,617

(10) 県内の文化会館の指導系職員の数

・社会教育基本調査：文化会館の職員数（平成16年度）（単位：人）

区分	館長	指導系職員	その他職員	計
専任	20	46	186	252
兼任	27	8	50	85
非常勤	5	6	134	145
計	52	60	370	482

文部科学省「社会教育基本調査報告書」（平成17年度）

(11) 県内で活動するアートNPOの数

項目		法人数
県認証NPO法人数		770
うち 活動分野に(4) (学術・文化・芸術・スポーツ) ※		309
かつ 活動分野に(17) (連絡・援助・助言) ※		233
上記のうち スポーツ関係を除いた法人		178

(平成19年12月31日現在)

※特定非営利活動促進法に定める「特定非営利活動」の分類

(4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

(17) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(参考)「アートNPOリンク」の調査による全国のアートNPO数

都道府県	アートNPO数
東京都	428
大阪府	137
神奈川県	106
京都府	96
北海道	83
兵庫県	80
千葉県	73
埼玉県	68
福岡県	68
愛知県	54
群馬県	43
三重県	42
静岡県	40
岡山県	35
全国計	2,006

NPO法人アートNPOリンク「アートNPOデータバンク2007」より

定款に「学術、文化、芸術及びスポーツの振興を図る活動」(四号)を掲げている団体のうち、芸術や文化活動をしていると思われる団体、および主な活動領域は異なっているが、芸術や文化に関わりのある活動をしていると思われる団体を抽出

(12) 文化ボランティアに参加したことがある人の割合

- ・平成18年度「文化に関する意識調査」において調査

○参加経験の有無

「あなたは、文化・芸術に対する支援活動（文化ボランティアや文化・芸術活動等への寄附など）に参加したことがありますか。」

項目	割合
ある	5.1%
ない	92.3%

○参加の内容（複数回答）

項目	割合
芸術団体（劇団、楽団など）や文化行事におけるボランティア	38.1%
文化施設（美術館、博物館、劇場、ホールなど）におけるボランティア	28.6%
寄附（チケット代金以外の資金の提供）	28.6%
文化に関するNPOなどの活動への参加	14.3%

○今後の参加意向

項目	割合
参加したい	30.3%
参加したくない	62.4%

（年齢別意向）

項目	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上
参加したい	35.5%	31.5%	36.7%	29.5%	28.7%	18.8%
参加したくない	64.5%	65.4%	58.6%	64.7%	60.5%	69.8%

（性別意向）

項目	男性	女性
参加したい	29.3%	30.9%
参加したくない	65.6%	61.7%

<調査概要>

- ・静岡県全域在住の20歳以上の男女2,000人を等間隔無作為抽出方法により抽出
- ・平成19年2月に郵送により調査を実施
- ・有効回収数：829票（回収率41.5%）

(13) 県内公立文化施設の自主企画事業における企業協賛などの数

- ・ 県内公立文化施設（85 施設）を対象に、平成 20 年 2 月に調査を実施

○企業協賛事業を実施している施設の数（平成 19 年度）

項目	施設数	実施割合	事業数
実施している	11	12.9%	35
実施していない	74	87.1%	—
計	85	100.0%	

（協賛の内容）

- ・ 事業経費への財政的支援（協賛金）
- ・ 広告の掲載、印刷宣伝の一部負担
- ・ バス・鉄道の回数券の提供
- ・ チケットの買取

3 計画策定までの経過

日 付	内 容	備 考
平成 19 年 7 月 19 日	第 1 回 文化政策審議会	計画の骨子について審議を行う
平成 19 年 7 月 20 日	文化振興基本計画策定委員会 (庁内委員会)	
平成 19 年 8 月 10 日 ～10 月 4 日	計画策定作業部会	計画について、3 回の討議を行う
平成 19 年 10 月 23 日	第 2 回 文化政策審議会	計画第 1 章から第 3 章の審議を行う
平成 19 年 11 月 19 日 ～11 月 27 日	県政さわやかタウンミーティング (浜松市、沼津市、静岡市)	文化活動を行う人、アート NPO、文化施設の関係者と意見交換を行う
平成 19 年 12 月 10 日 ～平成 20 年 1 月 10 日	文化政策審議会委員への聞き取り調査	
平成 20 年 2 月 13 日 ～3 月 10 日	計画案に対する県民意見募集の実施	
平成 20 年 3 月 19 日	第 3 回 文化政策審議会	計画(案)について審議を行う

4 静岡県文化政策審議会委員名簿 (15名)

平成20年3月1日現在

任 期：平成19年7月19日から平成21年7月18日まで(2年間)

氏 名	役 職 等	
かわかつへいた 川勝平太	静岡文化芸術大学 学長	会 長
すずきこうじろう 鈴木滉二郎	静岡文化芸術大学文化政策学部 教授	副会長
うんのとしひこ 海野俊彦	静岡県文化協会 理事	
おぎわらやすこ 荻原康子	(社)企業メセナ協議会 シニア・プログラム・オフィサー	
かたおかけいこ 片岡啓子	ソプラノ歌手(オペラ)	
くまくらすみこ 熊倉純子	東京芸術大学音楽学部 准教授	
しがゆうじ 志賀雄二	(株)静岡新聞社 編集局文化生活部長 兼論説委員	
すずきとしさだ 鈴木利貞	静岡県高等学校文化連盟会長(県立三島南高等学校校長)	
たかはたけいこ 高畑啓子	(株)あぶち(アップルハウス) 代表取締役	
たまおきひとみ 玉沖仁美	熱海市観光戦略室 観光戦略プロデューサー (株)リクルート ジャらんリサーチセンター 客員研究員	
にしむらみかこ 西村美佳孝	ミニコミ誌記者	
ひづめかずゆき 日詰一幸	静岡大学人文学部 教授	
ひもりゆういち 桧森隆一	ヤマハ(株) 静岡企画推進室長	
みのたかこ 見野孝子	(株)LCウェルネス 代表取締役	
やぎ ただし 八木 匡	同志社大学経済学部 教授	

(敬称略)

5 静岡県文化振興基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 文化振興基本計画（第6条）

第3章 文化の振興に関する基本的施策（第7条—第13条）

第4章 静岡県文化政策審議会（第14条—第20条）

附則

平成 18 年 10 月 18 日

静岡県条例第 53 号

私たちの静岡県は、霊峰富士をはじめとした美しく変化に富んだ自然と温暖な気候に恵まれ、茶、魚、果物その他の豊かな物産を産出する暮らしやすい県であるとともに、古くから東西交通の要衝の地として、東西日本の文化の交流が盛んに行われ、豊かな歴史を刻んできた。これらの風土及び歴史の中で、先人たちが県内外の様々な人々と交流し、ふれあいながらはぐくんできた個性豊かで多様な文化が、各地に様々な存在している。

これらの文化を未来へと継承し、かつ、新しい価値を見出すことにより新たな地域文化として創造し、及び発展させていくためには、様々な地域や人々とのつながりや交流を実感し、かつ、産業、まちづくり、教育、福祉等の分野との連携を図りながら、次代の文化の担い手である子どもをはじめとした文化に関わる様々な人を育てる環境や仕組みを作っていかなければならない。

また、県民の文化に関する価値観や文化との関わり方は、様々であり、持続的に文化を振興していくためには、県民の自主性が尊重されることを旨としつつ、文化を創造し、又は享受する活動が尊重されるとともに、それらの活動を理解し、支援し、仲介する等の文化を支える活動が尊重されなければならない。

私たちは、県民すべての幸せと繁栄のために、これらの課題に取り組むことによって、静岡県の多様な文化資源を生かし、発展させて、個性豊かで創意と活力にあふれる地域社会の実現を目指すとともに、文化に関する活動を行う権利を県民一人ひとりが互いに尊重しあう社会を実現することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、文化の振興に関し、基本理念を定め、及び県の役割を明らかにするとともに、文化の振興に関する施策（以下「文化振興施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、文化振興施策の総合的な推進を図り、もって個性豊かで創意及び活力にあふれる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 文化の振興に当たっては、文化を創造し、若しくは享受し、又はこれらの活動を支える活動（以下これらを「文化活動」という。）を行うことが県民の権利であることにかんがみ、県民が等しく文化活動に参加できるような環境の整備が図られなければならない。

2 文化の振興に当たっては、県民一人ひとりの自主性及び創造性が尊重されなければならない。

3 文化の振興に当たっては、文化の多様性が尊重されるとともに、地域における多様な文化の共生が図られるよう配慮されなければならない。

4 文化の振興に当たっては、文化が地域間における相互理解を深める上で重要な役割を果たすことにかんがみ、文化に関する情報を広く国内外に発信するなど、文化交流が積極的に推進されなければならない。

5 文化の振興に当たっては、風土及び歴史に培われてきた地域の伝統的な文化が、県民の共通の財産としてはぐくまれ、将来にわたり引き継がれるよう配慮されなければならない。

(県の役割)

第3条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、文化振興施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 前項の規定による文化振興施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項について十分に配慮しなければならない。

(1) 文化の内容に介入し、又は干渉することがないようにすること。

(2) 広く県民の意見が反映されるようにすること。

(3) 広域的な視点に立ちながら、市町又は文化活動を行う団体（国及び地方公共団体を除く。）及び個人（以下「民間団体等」という。）では実施が困難なものに取り組むこと。

3 県は、文化振興施策の策定及び実施のために必要な体制を整備するよう努めるとともに、財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第4条 県は、地域における文化の振興が市町の本来的な役割であることにかんがみ、文化振興施策の推進に当たっては、市町との連携に努めるとともに、市町が文化振興施策を策定し、及び実施するために必要な助言若しくは協力を行うよう努め、又は市町相互の連携が図られるよう努めるものとする。

第5条 県は、民間団体等の自主性及び民間団体等が行う文化活動の多様性に十分に配慮しながら、当該文化活動の相互の連携が促進されるとともに、民間団体等が行う支援活動（文化活動のうち文化を創造し、又は享受する活動を支える活動をいう。以下同じ。）が促進されるよう、環境の整備その他の支援を行うものとする。

第2章 文化振興基本計画

第6条

知事は、文化振興施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、文化の振興に関する基本的な計画（以下「文化振興基本計画」という。）を定めるものとする。

2 文化振興基本計画は、文化振興施策の大綱その他文化の振興に関し必要な事項について定めるものとする。

3 知事は、文化振興基本計画を定めるに当たっては、文化振興施策と産業、まちづくり、教育、福祉その他の分野における施策との連携が図られるよう配慮するものとする。

4 知事は、文化振興基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、広く県民の意見を聴くとともに、静岡県文化政策審議会に意見を求めるものとする。

5 知事は、文化振興基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、文化振興基本計画の変更について準用する。

第3章 文化の振興に関する基本的施策

(多様な文化資源の把握等)

第7条 県は、独創的で優れた地域文化の形成等を図るため、地域に根ざした伝統文化、新たに創造された地域文化その他の本県の多様な文化資源の把握、保存、継承及び活用の促進、当該文化資源に関する情報の収集及び発信その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化活動を行う機会の提供等)

第8条 県は、広く県民が文化活動を行う機会の充実を図るため、文化施設の活用又は民間団体等との連携による文化活動を行う機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化活動の充実等)

第9条 県は、次代の文化の担い手となる青少年が豊かな人間性を形成し、創造性をはぐくむことができるようにするため、学校教育における文化活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者等の文化活動が活発に行われるような環境の整備等)

第10条 県は、高齢者、障害者等が行う文化活動の充実を図るため、これらの者の文化活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化を創造する活動への支援等)

第11条 県は、本県の文化水準の向上に資するとともに、本県の魅力を高め、及び県民の誇りとなる文化の振興を図るため、世界を視野に入れて文化を創造する活動に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(支援活動の普及啓発等)

第12条 県は、民間団体等が行う支援活動が本県における文化の振興に果たす役割の重要性にかんがみ、その促進を図るため、当該支援活動の普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域産業の振興等に関する情報の提供等)

第13条 県は、県民の文化活動の促進に資する地域産業の振興を図るとともに、当該地域産業による地域文化の形成を促進するため、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

第4章 静岡県文化政策審議会

(設置及び所掌事務)

第14条 県に、静岡県文化政策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 文化振興基本計画に関し、第6条第4項に規定する意見を述べること。
- (2) 知事の諮問に応じ、文化の振興に関する基本的事項について調査審議すること。
- (3) 知事の諮問に応じ、文化振興施策の目標の達成度、効果等について検証し、及び評価すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、文化の振興に関し必要な事項について調査審議し、知事に意見を述べること。

(組織)

第15条 審議会は、知事が任命する委員20人以内で組織する。

(任期)

第16条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第17条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第18条 審議会の会議(以下この条において「会議」という。)は会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第19条 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

(委任)

第20条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

文化振興基本計画 施策体系 <平成20年度～平成22年度>

基本目標

「みる」・「つくる」・「ささえる」人を育て、
感性豊かな地域社会の形成をめざす

<10年後の姿>

静岡県に住み続けたいと思う人が増えています。

【評価指標】静岡県に住み続けたいと思う人の割合

【評価指標】静岡県の文化的な環境が向上していると思う人の割合

施策展開の方向

1 本県の将来の文化を担う人材の育成 【みる】

本物の文化を見分ける力を持った人が育つ環境づくりを進めます

【評価指標】県内の文化会館における公演等の開催状況 [現状: 芸術公演 472 件]

【評価指標】1年間に芸術や文化を鑑賞する人の割合 [現状: 63.2%]

2 文化の“しずおかブランド”の創造 【つくる】

しずおかの文化を発見、活用、創造し、積極的に情報発信します

【評価指標】県内に居住する芸術家人口の全国比率・順位 [現状: 2%・11位]

【評価指標】1年間に芸術や文化の活動を行う人の割合 [現状: 20.4%]

3 自立・自転する文化支援の仕組みづくり 【ささえる】

文化活動が継続・発展するために、文化を「ささえる」人の育成や仕組みの整備を進めます

【評価指標】文化ボランティアに参加したことのある人の割合 [現状: 5%]

【評価指標】県内で活躍するアートNPOの団体数・活動状況 [現状: 178 団体]

【施策展開の視点】

「ささえる」機能の充実により、「みる」、「つくる」活動を活発化する

効果的な施策推進のために

○文化に関わる様々な主体との協働

○政策の評価・改善 ← 【静岡県文化政策審議会】

6つの重点施策(主な取組)

1 本県の将来の文化を担う人材の育成

【重点施策1】子どもが本物の文化に触れる機会の充実

施策名	概要
子どもたちの文化芸術鑑賞推進事業	学校と連携し、中学生などを美術館やグランシップ・SPAC公演等に招待
県立美術館における体験機会の提供	魅力的な展覧会、出張美術講座、体験講座、ワークショップの開催など
グランシップにおける鑑賞機会の提供	オーケストラ教室、能楽教室など、子どもたちが文化芸術に親しめる公演の開催
県舞台芸術センター（SPAC）における人材育成	「親と子の演劇教室」、高校演劇ワークショップの開催 など

2 文化の“しずおかブランド”の創造

【重点施策2】モデルとなる文化創造の推進

SPACによる新たな舞台芸術の創造	新たな舞台芸術作品の創作、世界から作品を招く「Shizuoka 春の芸術祭」など
静岡国際オペラコンクールの開催	若手声楽家の登竜門として、第5回コンクールを平成20年に浜松市で開催
しずおか世界翻訳コンクールの開催	わが国の優れた文学の翻訳を通じて国際交流を図る翻訳コンクールを開催
伊豆文学フェスティバルの開催	「文学のふるさと」という地域特性を生かし、伊豆を題材とする文学作品を募集

【重点施策3】誇りを育む文化資源の発掘と活用

富士山の世界文化遺産登録の推進	富士山の文化的価値を人類共通の財産として継承していくため、早期登録に取り組む
観光・交流への文化資源の活用	文化の魅力を生かした観光ルートや観光商品の開発など
文化を生かした個性ある景観まちづくり	歴史や文化を背景に、誇りにつながる景観づくりを促進
文化と産業を結ぶ仕組みづくり	農林水産物の高付加価値化、伝統工芸品の振興など、文化の視点に立った産業振興
コンテンツ産業の振興	アニメ、映像文化など、成長分野であるコンテンツ産業の振興

【重点施策4】県民の文化活動の裾野と文化交流の拡大

「第24回国民文化祭・しずおか2009」の開催	全国的な文化の祭典を平成21年10月24日から11月8日まで本県で開催
県芸術祭など発表の場の提供	県民の活発な創造活動を支援するため、発表や鑑賞の機会となる芸術祭等を開催
体験講座・ワークショップ等の開催	県立美術館の「土曜アトリエ」、SPACによる県民劇団の開催など
高齢者や生涯のある人の文化活動機会の提供	平成21年の「全国障害者芸術・文化祭」、グランシップ「自由芸術祭」の開催など

3 自立・自転する文化支援の仕組みづくり

【重点施策5】アートマネージャーなどの充実

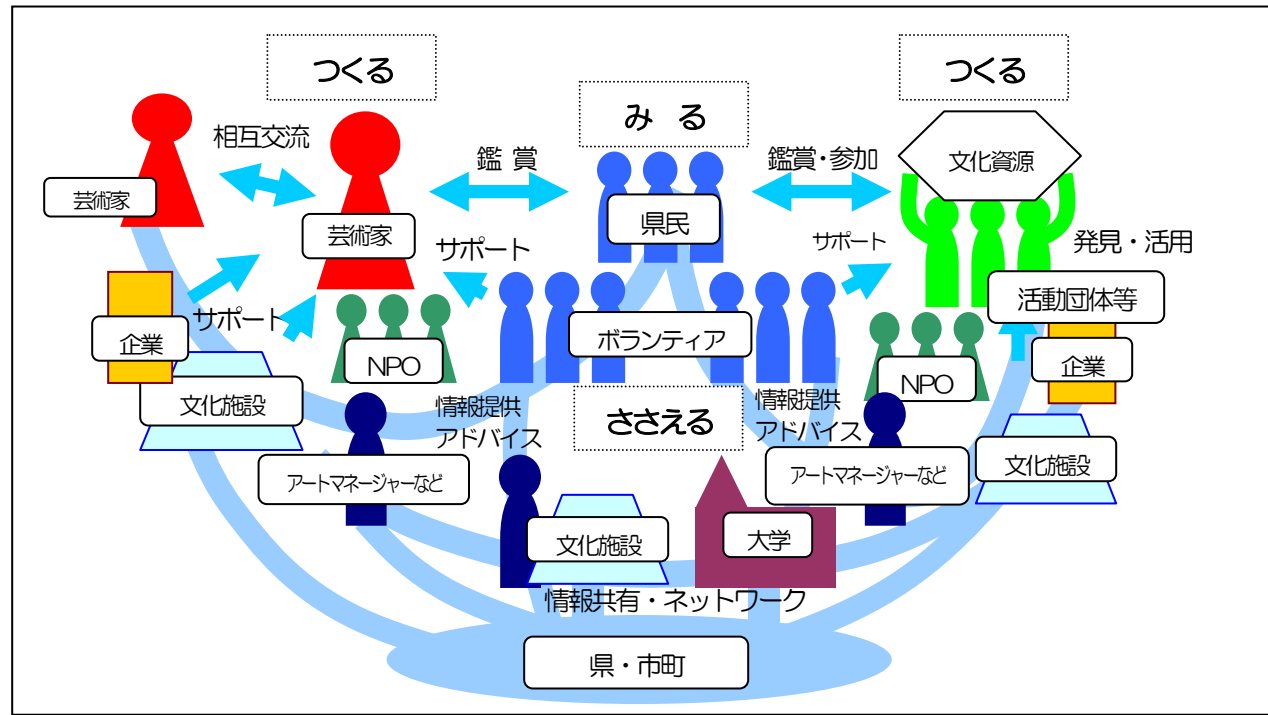
「文化政策セミナー」などによる人材の育成	大学やNPOと連携し、「ささえる」活動に必要なノウハウなどを学ぶ機会を提供
県文化財団の機能の充実	アートマネージャーなどの人材の充実を進め、地域の文化活動を支援する体制を整備
アートNPOフォーラムの開催	地域で文化と社会を結ぶ活動を行うアートNPOの活発化に向けたフォーラムを開催

【重点施策6】文化をつなぐネットワークづくり

文化情報データベースの構築	ネットワークの基盤として、各種の文化情報を集積するデータベースを構築
文化ボランティア活動の促進	知識・経験を生かした文化ボランティア活動を促進するための情報提供、環境整備
企業等との連携・メセナ活動の促進	企業メセナ活動を促進するための調査、仕組みづくりについての検討

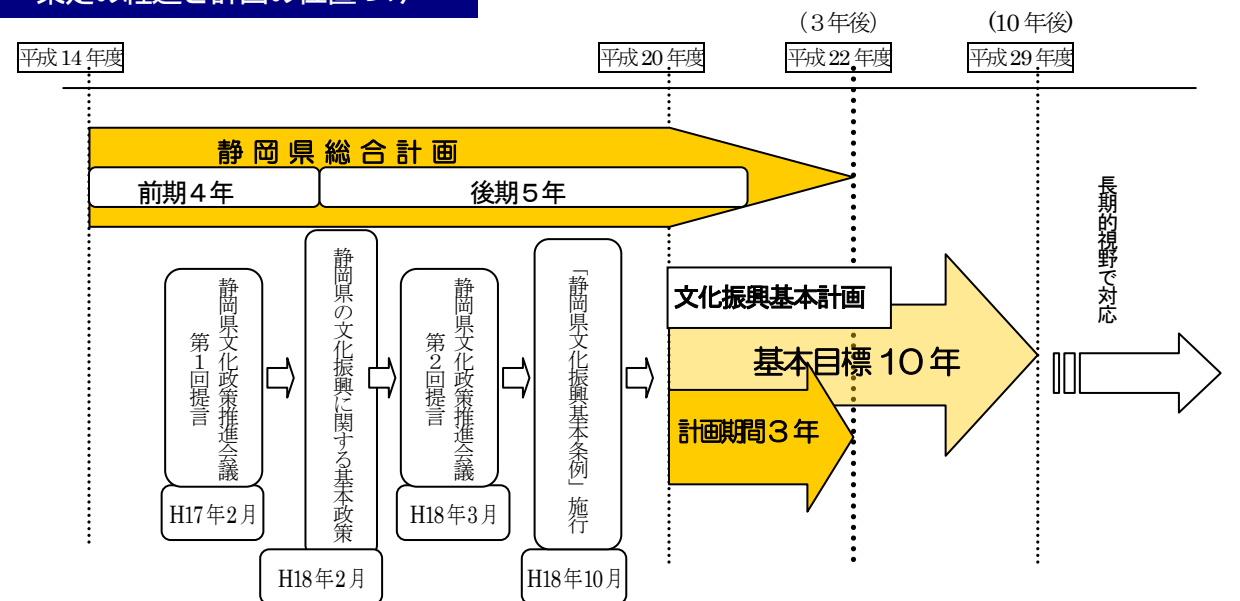
効果的な施策推進のために

○文化活動の主役は県民です。その活動を活発にしていくため、県、市町、文化施設、文化団体、大学、学校、企業、NPO、文化ボランティアなど、様々な主体が、互いに補完し合い、協働していくよう、ネットワーク化を進めます。



○平成21年の富士山静岡空港の開港、「第24回国民文化祭・しずおか2009」（愛称「はばたく静岡国文祭」）の開催などを生かし、交流と連携を進めます。

策定の経過と計画の位置づけ



静岡県 県民部 文化政策室
〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 電話：054-221-2252 FAX：054-221-2827
e-mail arts@pref.shizuoka.lg.jp

静岡県文化振興基本条例第6条に基づき、平成20年3月策定

静岡県文化振興基本計画

計画期間：平成20年度～平成22年度（3年間）

計画の目的

文化振興の目標や施策を明らかにし、本県の文化振興施策の総合的・効果的な推進を図る。

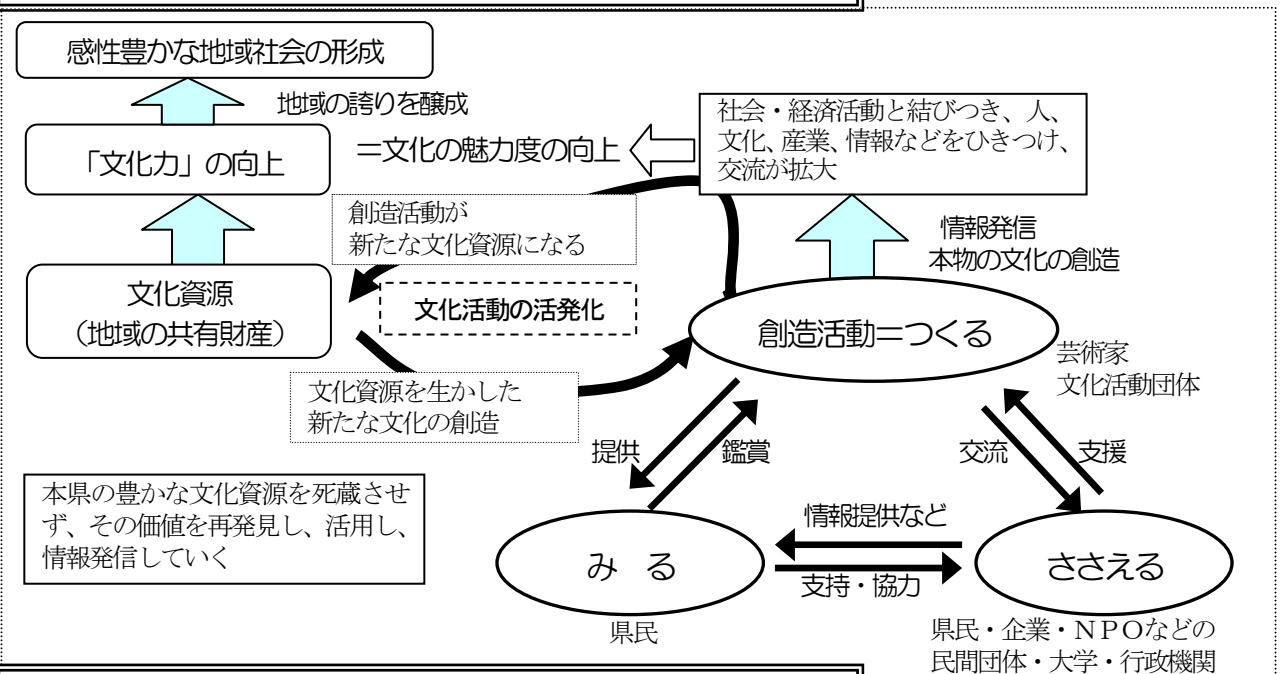
基本目標

「みる」・「つくる」・「ささえる」人を育て、感性豊かな地域社会の形成をめざす

文化の重要性

- 文化は人々に「楽しさ」、「感動」、「精神的な安らぎ」、「生きる喜び」をもたらす → 人生を豊かに
- 社会経済の成熟化、産業構造のソフト化・サービス化が進展 → 文化は産業の付加価値の源泉、社会活性化の重要な基盤
「経済が文化を支えるのではなく、文化が経済を支える時代」
- 文化は地域の個性を形成、コミュニケーションを活発化させる → 地域に対する誇り・愛着、アイデンティティの形成
- 国際交流の拡大、外国人住民の増加 → 文化の多様性は貴重な財産、交流や創造性の源

地域の文化資源を生かした創造活動が 地域の文化力・魅力を高める



「つくる」活動の発展には「みる」、「ささえる」活動が不可欠